

平成26年12月16日(火曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番		3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番		8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	矢野昭三
16番	小永正裕				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	武政登	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	金子富太
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	森下昌三
まちづくり課長	森田貞男	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	村越豊年	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	今西文明	会計管理者	矢野雅彦
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議事日程第2号

平成26年12月16日 9時00分 開議

日程第1 陳情第44号から陳情第48号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第2 一般質問

## 議 事 の 経 過

平成 26 年 12 月 16 日

午前 9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従って議案審議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

初日に、議案第 54 号の第 2 表繰越明許費の明細書の提出を求めておりましたが、各常任委員会で配布したとおりでございますので、ご確認をお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1、陳情第 44 号から第 48 号までを一括議題にします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、陳情第 44 号、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情について、委員長報告をお願いします。

総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長（森 治史君）

それでは、陳情第 44 号、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情についての報告を致します。

お手元の方に、全員協議会のところで皆さんには資料が配布されておりますので、その方をご参照ください。

この件につきましては、陳情書等送付された資料で、皆さんで協議を致しましたが、全会一致で願意の妥当性が見いだせないということの結論になりまして、陳情 44 号は不採択と決しました。

以上、報告を致します。

議長（小永正裕君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと求めます。

これで総務委員長に対する質疑を終わります。

次に、陳情第 45 号、自らの癌体験を癌患者が自由に語れる行政の場を求め陳情しますについて、陳情第 46 号、地方自治法第 99 条の規定に基づく議会意見書採択のお願いについて、（2015 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書について）、および、陳情第 47 号、中学生の音感教育の必修化による教育改革を求める陳情についての委員長報告を行います。

教育厚生常任委員長、西村將伸君。

教育厚生常任委員長（西村將伸君）

教育厚生常任委員会に付託されました、陳情 45 号、46 号、47 号ですけれども、45 号の自らの癌体験、自由に語れる行政の場をつくってほしいと。この陳情に関しましては、非常に個人的な要素が大きいんじゃないかと、そういった意見がありまして、不採択となりました。

次に、介護・子どもの充実・強化を求める意見書。これにつきましては、今の保育、子ども・子育て支援法ということで、今の時代に合致する中で、やっぱり国が責任を持ってやるべきではないかと、こういった意見がありまして、不採択となりました。

次に、陳情 47 号ですけれども、これも中学生の音感教育の必修化による教育改革を求める陳情。これは、既に今でも学校教育で取り組んでいると、そういった意見が大方を占めまして不採択となりました。

以上がこの陳情に関する結果でございます。よろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

これで教育常任委員長の報告を終わります。

これから、教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、陳情第 45 号、自らの癌体験を癌患者が自由に語る行政の場を求め陳情しますについての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで陳情第 45 号の質疑を終わります。

次に、陳情第 46 号、地方自治法第 99 条の規定に基づく議会意見書採択のお願いについて、（2015 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書について）の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑 46 号の質疑を終わります。

次に、陳情第 47 号、中学生の音感教育の必修化による教育改革を求める陳情についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで陳情第 47 号の質疑を終わります。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、陳情第 48 号、JA グループの自己改革の実現に向けた要請についての委員長報告を行います。

産業建設常任委員長、坂本あやさん。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

おはようございます。

委員長報告をさせていただきます。

産業建設常任委員会に付託されました、陳情第 48 号、JA グループの自己改革の実現に向けた要請についてカッコ閉じるにつきましてはの委員長報告をさせていただきます。

本陳情につきましては、12 日の午後 13 時 30 分から 14 時 40 分まで、提出者である高知はた農業共同組合の代表理事筆頭常務を参考人として招致し、ご意見を伺いました。さらに、状況の把握を行うために各委員の調査時間を取りまして、15 日午後 16 時審査を再開し、16 時 45 分まで慎重に審査を行いました。

本陳情の審査結果は、全会一致で採択すべきものと決しました。

採択の理由を述べます。

参考人の意見には、政府から示された農林水産業、地域の活性創造プランにおける農業改革の推進について、JA の成り立ちだけではなく収支状況を考えてと事業分離までにおよぶ内容となっており、農協グループ

の解体におよぶことが危惧（きぐ）される内容となっていること。また、政府案では準組合の利用権制限や全農の株式会社化、中央会の一般社団法人化がうたわれていることから、JAとしては総合事業の取り組みの中で運営していかなければならない状況にあり、販売事業や購買事業だけではなく、信用、共済事業等、全体的な収支を勘案しながら地域貢献を果たしていかなければならない状況にあるということでございました。そのことによってJAグループの自己改革案を示し、全国的な運動として本取り組みを行うことになったというご意見をお伺い致しました。

委員会と致しましては、この問題については大変大きな改革の内容であり、本町の組合員さんへの影響を危惧（きぐ）していますが、JAグループの自己改革が進み、地域のための農協として高知はた農業組合が真にかかわりを取り戻していただくよう、その努力に期待していくことと致しました。

また、政府の改革案が実施された場合、農協運営が危ぶまれる部分も危惧（きぐ）されることから、慎重な取り扱いをしてほしいことや、中央の取り組みが当町のような地方の組合に負担としてのし掛かることがないように、組合員に信頼されるJAとしての改革をされることに期待を込めて、採択すべきものと致しました。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に対する質疑はありませんか。

明神照男君。

10番（明神照男君）

今、このJAに対する問題は国の問題にもなっております。ほんで国と、この今、JA、農協さんとはいろいろ話し合いしようわけですわね。ただその中で、国はやっぱり自己改革じゃ甘いというような考え方持ちよと思うがです。

で、そういうあれが国から出たときに、まあうちの議会いうかね、その土地としてどのような取り組みをせないかんかいうようなこの話まではなかったですかね。

議長（小永正裕君）

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（坂本あやさん）

まだ政府の具体的なものというのは、まだJAの方の説明の中でもこう具体的になっていくということについての細かい説明はございませんでしたけど、まあ危惧（きぐ）されている部分というのは、今の政府のやり方がそのままくればJA自体の骨格にかかわることが行われてくるだろうということで、JAグループ自体の収支の中でですね、地方の、私たちのような小さな町の組合員さんに十分な支援をすることができなくなるのではないかということに危惧（きぐ）しているというご説明はいただきました。それですね。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、陳情第 44 号、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情についての討論を行います。

初めに、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第 44 号の討論を終わります。

次に、陳情第 45 号、自らの癌体験を癌患者が自由に語れる行政の場を求め陳情しますについての討論を行います。

初めに、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第 45 号の討論を終わります。

次に、陳情第 46 号、地方自治法第 99 条の規定に基づく議会意見書採択のお願いについて（2015 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書について）の討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第 46 号の討論を終わります。

次に、陳情第 47 号、中学生の音感教育の必修化による教育改革を求める陳情についての討論を行います。

初めに、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第 47 号の討論を終わります。

次に、陳情第 48 号、JA グループの自己改革の実現に向けた要請についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第 48 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は、賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承を願います。

初めに、陳情第 44 号、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。ご確認ください。

それでは、陳情第 44 号を採択することに賛成の方は挙手を願います。

もう一度。本件に対する委員長の報告は、不採択になっています。

この採決は、委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。あくまでも原案に対してですね。

それでは、陳情第 44 号を採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手なしです。

従って、陳情第 44 号は採択しないことに決定致しました。

次に、陳情第 45 号、自らの癌体験を癌患者が自由に語れる行政の場を求め陳情しますについてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は委員長の報告の不採択に関して賛成を求めるものではありません。先ほどと同じです。

それでは、陳情第 45 号を採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手なしです。

従って、陳情第 45 号は採択しないことに決定致しました。

次に、陳情第 46 号、地方自治法第 99 条の規定に基づく議会意見書採択のお願いについて（2015 年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書について）を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 46 号は委員長の報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、陳情第 47 号、中学生の音感教育の必修化による教育改革を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

この採決は委員長の不採択に関係した賛成を求めるものではありません。

それでは、陳情第 47 号を採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手なしです。

従って、陳情第 47 号は採択しないことに決定致しました。

次に、陳情第 48 号、JA グループの自己改革の実現に向けた要請についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、陳情第 48 号は委員長の報告のとおり採択することに決定致しました。

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

藤本岩義君。

9 番（藤本岩義君）

おはようございます。

議長の許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を致します。

まず、防災対策の1問目ですが、先の台風のときにですね、避難場所であります黒潮町国保保健福祉支援センターこぶしから佐賀温泉こぶしのさとに急きょ変更になったのはどんな理由からでしょうか。

あまりにも急な変更でしたので、お伺いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

おはようございます。

それでは、通告に基づきまして藤本議員ご質問の、先の台風時に避難場所の指定が急きょ、こぶしから佐賀温泉に変更となった理由についてお答えしていきたいと思っております。

この台風は19号のことだと認識しておりますけれども、まず、10月12日の午前8時30分に第1配備体制を取り、情報収集と準備態勢を構築してまいりました。その対応の中で、拳ノ川地域の避難所に指定をしていました高齢者生活支援センターこぶしにつきましては、県の土砂災害警戒区域、これの急傾斜地の崩壊、この範囲に含まれているのではないかという疑義が持ち上がりました。直ちに防災担当において協議を致しております。

その協議の結果でございますけれども、高齢者生活支援センターこぶしにつきましては、土砂災害警戒区域に含まれるだろうという結論になり、台風の接近に伴う猛烈な豪雨が予想されることから、危険回避の観点によって拳ノ川地域において土砂災害警戒区域外の避難所を再検討致してまいりました。その結果、拳ノ川地域の公共施設においては該当がなく、この警戒区域外であり、かつ土石流等被害想定区域外、こういった部分になるであろう佐賀温泉こぶしのさとに避難所としての使用要請を致しましたところ、ご理解が得られましたので、拳ノ川地域のこの避難所を、高齢者生活支援センターこぶしから佐賀温泉こぶしのさとに変更して対応してまいりましたものでございます。

以上、藤本議員へのご質問の回答とさせていただきます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

大体様子は分かりましたが。

この黒潮町国保保健福祉支援センターこぶしに指定といたしますか、避難場所としたのはいつからなんですかね。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では藤本議員の再質問に、私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

現在の保健センターとかに避難所を設定されたのは、平成20年の地域防災計画を作ったときの場所がですね、避難所として設定されておりました。ただ、昨年平成25年の災害対策基本法が改定するまでは、土砂災害とか土石流、地すべり。これが災害の定義として入っておりませんでしたので、今まではそういう措置がされてきました。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

分かりました。

それでは、その次に関連ですけども、入りたいと思います。

お手元の方に資料を、こんなマップを回しておと思うんですが。ここは長瀬地区と言うんですけども。現在この地域にはですね、縫製工場、保健センター、診療所、駐在所、あったかふれあいセンター、デイサービスセンター、地域支援センター、歯科診療所、町営住宅団地などの施設がありまして、通常 100 人余りの住民が仕事や生活をこの所で営んでおります。そして、近いうちに来るであろう南海地震災害時の災害対策本部佐賀支部の設置場所にも予定され、住民情報のバックアップといたしますか、コンピューターのデータのバックアップもこの施設でされております。

この施設等がある区域には、ほか 3 戸の住宅もありますし、お手元に、この先ほど見せました資料の中に見ていただいてもですね、この資料というのは県の資料ですが、それによりますと平成 23 年 9 月 30 日に告示をされ、先ほど課長が言いました土砂災害警戒区域、急傾斜地域の崩壊となっています。私自身も、先ほど質問しました避難場所の変更があるまで承知をしておりませんでした。

本年 3 月議会で、佐賀庁舎の移転計画の質問をしたときに、庁舎の今すぐの移転は考えてないということでした。だとすれば、災害対策本部の佐賀支部に予定されている公共施設のあるこの長瀬地区の防災対策への緊急度は非常に高いと考えております。現在黒潮町で計画実施されている住居の急傾対策とは別口でもいいと思いますが、特別な緊急対応として指定されたこの県にもですね、もう一度精密な調査をお願いするとともにですね、対策について考えるべきだと思いますが、町長はどのように考えておられますでしょうか。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは、藤本議員ご質問の防災対策の 2 番目、南海地震発生時の佐賀地域の拠点施設でもある、長瀬地区にある公共施設に対する黒潮町の対応についてお答えを致します。

長瀬地区にある公共施設につきましては、拳ノ川診療所、総合保健センター、高齢者生活支援センターこぶし、そして旧拳ノ川保育所、拳ノ川住宅というふうになっておりますけれども、議員のご質問にもございますように、この長瀬地区周辺は県の土砂災害警戒区域、急傾斜地の崩壊に指定されております。

先ほどのご質問とも関連致しますけれども、台風 19 号の第 1 配備において、この高齢者生活支援センターにつきましては、土砂災害警戒区域に含まれるとの結論から避難所を変更致しましたけれども、南海地震の発生時において災害対策本部佐賀支部の拠点施設となる保健センターにつきましても、同様に検討協議しております。

高知県防災マップの、この土砂災害警戒区域によって、長瀬地区周辺を確認をするとともに、県の防災砂防課にも問い合わせを致しました。その結果、この保健センター部分の一部が土砂災害警戒区域に含まれるという見解でございました。土砂災害警戒区域に指定されているということで、保健センターに置くというふうにして災害対策本部佐賀支部につきましては、その対応を協議しているところでございますけれども、県の危機管理、防災課に問い合わせを致しましたところ、災害対策本部支部について特に定められてはいないけれども、災害の危険の少ない場所に指定をする方が適切だとは考えているというふうな回答がありました。

また、高知県においては、危険個所以外の場所が選定できない、こういったケースも多くあるということで、その場合には山留工や砂防ダム、こういった部分の災害に対する補強がされていること。さらに鉄筋コンクリート造など、土砂等の流入をある程度防げるような建物、こういった構造の建物を指定することで対応をしているケースも多くあるという回答をいただきましたので、再検討も含めて対応を協議してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

今、課長の答弁では対応も考えておるということでございましたが、

地震の方はですね、ある一定の来るということで考えていけませんし、特に先ほどもありました豪雨というのはですね、いつ来るか分からんと。前は 11 月の末ごろにも来たこともありますし、いつ来るかも分からんがですよ。そういう状況のときに、ここの地域に、先ほど言いましたように 100 人以上の方がですね生活や仕事をしておるという状況もあります。いつ来るか分からないその災害に備えてですね、対策は早急に取らないとですね、当然、その避難場所としては近くのコブシ、佐賀温泉のコブシのさとにですねお願いするにしてもですね、通常の生活がここで営まれておるわけですので。そうしますと、一部含まれるとか含まれないとかいうことじゃなくてですね、この先ほどお配りしたマップを見ていただいたら分かるように、確かに黄色に塗られてない所が一部ちょっとあるんですけど。道路の裏側にもですね、保育所の付近になりますかね、旧。その付近にちょっとあるんですけども。ほとんどもうこの黄色い区域に入っております。そうしますと、非常にこの災害時のバックアップ体制といいますか、町長が先の 3 月にも答弁されたように、国道が寸断されて、リダンダンシーといいますか、冗長性が確保できてない以上、佐賀地区に災害対策の支部機能が必ず必要と、前回答弁をしております。

そうしますと、災害対策の支部がですね、機能しないということが考えられますので、当然、現在避難道とかそういうので大変だろうとは思いますが、この佐賀地区の場合には庁舎の移転もまだ計画されてない現状でございますので。そうしますと、もし津波等で、地震等で災害が起きたときですね、住民はどこを頼ればいいのかということになってきます。住民が庁舎もない、ほいたらどこへ頼るかといいますと、もうこの地区しかないということで結論を得てですね、ここの地区にしています。だからここには前に質問もし、町の方も努力していただいてですね、住民基本台帳や戸籍のですねバックアップもしていただいて、そこで避難証明とかですね、災害の証明とかそういうことも一番先要るであろう、そういうものも出せるような仕組みが現在取られておると思うんです。そこを守るべき対策がまだなされてないということですので。当然その告示そのものはですね、23 年の 9 月 30 日に告示をされておったようですので。その後、そのままになっておるということです。ですから、早めにですね国や県の方にも相談しながらですね、ここは避難道以上にですね一時的避難は避難道で逃げるにしても、続いてのその対策が、指揮命令やその他が全然できなくなります。

今の現状では町長は、佐賀支所は合併協定の協定どおり、先に支所がなくなるとか、機能を縮小するとかないと言っておりますが、災害時のこの支部そのものも守れない現状になっておると思うんです。ですから、この対策についてはですね相当強力に進めていく、早くしていく、地震よりも先に雨の被害が出てきたときもですね、ここを頼っていくと。一時的にはコブシのさとを協力願うて、まあ協力していただけるということであれば協定も結んでいただいてですねやることも結構だと思いますが、その佐賀温泉の方もですね、

土砂の部分から図面上ではすれすれの線のようなところで。町内のこのマップ、これは一部しか示してませんが、町から頂いたマップによりますと、全区域がもう危険区域ながですよね。逃げる所がないがです。せんだって私の地域へも課長が来て説明されたように、危険でない所はないと。もうそれぞれが、まあ極端に言えば勝手に考えて逃げてくださいと。けど、逃げる所がないがですよね。前もって予防のためにおるといいますか、特に夜間心配な方がですね宿泊といいますか、そこで泊まり込んででも逃げれる場所というのは、もうここを当てにしておったがですよね。

ここそのものがこれぐらい危険な区域となってきましたと、非常に地域住民はですね心配であると思います。いざというときにはここが使えるという対策を早急にする考えはございませんか。

再度お伺いします。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

藤本議員の再質問にお答え致します。

議員の申されましたように、拳ノ川地域の公共施設のある所はすべて、それ以外でも人家や建物のある所は、そのほとんどが急傾斜地崩壊危険個所に指定されております。そういった理由で、災害対策本部佐賀支部および指定避難所の再検討において、私どもも苦慮しているというのが実情でございます。

現状で考えておりますのは、保健センターの安全性でございますけれども、上段にある拳ノ川住宅につきましては平成13年に建設をされまして、その関連工事で山留工を施工しておりますし、その隣の溪谷には砂防工事も実施されております。こういったことにより、崩壊対策につきましては十分に施されているというふうに認識しておりますけれども、より専門的な強度調査、こういったものを実施することによってある程度安全性が担保されれば、現状の保健センターを災害対策支部として活用していきたいというふうに考えております。

また、こういったこの場合につきましては、避難所につきましても、保健センターまたは高齢者生活支援センターを再指定する方向で再検討したいというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

この地域はですね、これ私も知らなかったがですけど。

県が指定するときに、当然これに公共施設もありますし住居もありますし、周辺に3軒も住居もあるんですが。こういう指定するときに、町村と話し合いといいますか、ここがこういうようになりますよという、土木との情報交換というのはされてはおらないんですかね。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問に私の方からお答えしたいと思いますけれど。

こういう指定される前には、県の方からの協議がございます。今回もこれからでございますけれど、さらに土石流危険渓流、それから急傾斜の崩壊区域、土石流につきましては17カ所、急傾斜につきましては25カ所。これ全部佐賀地域でございますけれど。こういうふうな個所がですねさらに増えてくると思います。

こういうときは、事前に協議が書類を持ってあります。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

今の課長の話では、協議をしながらやっていくということですが、ますます増えてくるわけで。

津波と同じことで、高い津波が来ると国が発表して、まあ極端に言えば、住民は不安感が高まる。対策については町村が後でやっておるわけですが、ある部分、県の方も非常に無責任な話で、住民がそこで生活しておる所裏にどうしようもないのにこういう指定をして、いろいろな面に、逃げる場所がないということになってくるとますます不安になってきます。この調査をしていただいて危険なことが分かればですね、その対策を町の方としてもですね、県の方にそういう指定が受けた段階でやはり対応策を相当協議をしてやっていかないといかないと思います。

特に、この地域は先ほど言いましたようにいろんな施設もありますし、特に高齢者やその他診療所の関係で弱者がおるわけですね。それに大きな工場もありますし。

その付近は町長、あれですか。津波対策の分で避難道とかそんなこと大変ではありますが、この山間部分のですねこういう弱点の所。特にここによりどころにしておる地域住民から見ればですね、ここの対策を抜きにですねなかなか考えられんところもあると思うんですが。県土木、あるいは県知事、いろいろな国の働き掛けてですね、こういうその避難をしようにもするところがないようなときに、そこに避難場所として今しちようわけですが、ここの対策というのはどのように町長は今後やっていく。あるいは、県土木等の協議をしながらですね、もう少し。今先ほど課長が言いましたように、土止めのコンクリもやっておるとは思います。これがどう効力を果たすかとかいう精密な調査もしていただいてですね、もう少し正確な土砂災害の情報も得てからですね対応策を考えることはできますでしょうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、土砂災害警戒区域の指定の話ですけれども。伊豆大島あるいは広島の土砂災害を受けまして、県もこれまでの年間の指定件数も倍程度に見込んでそのスピード感をアップすると、こういった方針を出しておられます。この土砂災害警戒区域の指定については、指定したから必ず措置をしなければならないということになると、これ指定すらできなくなります。これは財源的には全部無理ですから、間違いなく。よってですね、何のために指定をしているのか。それは近隣住民の方に、ここにはこういう危険性がありますよと、こういうことをお知らせし、それが避難行動にしっかりと結び付けていただく。これが一番大事なことであって、まずここを忘れてはならないと思ってございます。

それから、それらの対応についてですが。すべてに対応することは現実的には無理ですが、当町の中でも優先順位をつけて、あるいは今回ご指摘いただきましたこの主要な拠点の施設、あるいは直接的な人命、多数の人命に影響するような所、こういった所は優先順位をつけて要望もしていきたいと思ってございます。現実的に今、砂防関係でも佐賀地区で協議がまとまった案件もございまして、引き続きそういった姿勢で臨みたいと、そのように考えております。

それから既に施されている所、そこはですね精密調査の必要性があるかどうかというのは少し疑問が残ります。それは設計段階、構造物の設置の段階においてですね、その流出土量とかの計算があつてそれなりの

構造物が設置されているわけですから、そこの精密調査をお願いするよりもまずはそれ以外の所、つまり近隣の地域、近くにお住まいの方が、危険だと思っていないんだけども本来は危険を有していると。そういった個所が潜在的にあることが想定されますので、まずはその洗い出しをお願いしたいというのが自分たちの考えでございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

町長が言われるようにですね、土砂災害警戒区域というのはもう、特に北部地域の方はほとんど人家の後ろはすべてそうなんです。だから逃げる所がない。課長が言われたように、もう自分で考えて逃げてほしいということなんです。

ただ、町長も今も言いましたように、せめて1カ所くらいはですね、ましてや災害対策本部のできる所ぐらい指揮命令ができる、そこの住民がよりどころにする所ぐらいはですね、ある一定頑丈なものに安全性を求めてですね、造るべきだろうと思いますし。

それから構造物ができた後にですね、確かこれ指定されていると思うんですが。だから構造物があってもそういう指定していますので、だからそれを再度考慮するとか、いろいろ計算するとか、よく分かりませんが、それ見ていただいて再点検は、町長が今言われたことが事実であればですね、構造物とかは大丈夫じゃということであれば、それだったら住民の方も安心しますし。

その付近をきちっと住民に知らせることが大事だろうと思いますが、町長どうですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

今後はですね、県の方針に従ってこの土砂災害警戒区域の指定がかなり進んでくると思われます。そういったこれまで危機意識持っていなかった個所について、まあ潜在的な危険がありますよというような情報がこれからかなりの頻度で更新されることが想定されます。

よって、できる限りその情報をですね随時住民の皆さまにお伝えしていくような、そういった作業をしてまいりたいと思います。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

確かにそのこと、今言われたということ大事なんですけども。今言いよったのはですね、そこのたくさんその災害警戒区域が出てきます。町長が言われたように出てきます。ですが、その特定のそういう区域の中でもですね、どこか1カ所ぐらいは安全な所造らないかんわけですよ、どうしても。逃げ場所がないというのなら、もうこれは大変です。そこで生活できなくなってきました。まあ住民の人も安心感がないわけです。

ほんで1カ所ぐらいは安心感が与えられる場所をやっぱり造っていかないかんし、特にここの地域は先ほどから何回も言いますように、いろんな施設とかそういうものがあって、この住民がよりどころにする所なわけです。そこのところがですね重点的にその対策をやっていただくか、あるいは現在やっちゃう所の、先ほど町長がおっしゃられたコンクリの擁壁がですね機能するのかどうかいうことを再度見直していけばですね、このマップの修正もあるかも分かりませんが、それでなおかつ足らんとところは、その対策を要請していくな

り考えていくことが必要じゃないかということを聞いたがです。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、警戒区域に指定されましたら、それは間違いなく要望は致します。ただ、現実的にすべてが整うことは難しいだろうというのが基本的な考えでございます。

それから、先ほどもおっしゃっていただいたようにこの災害対策本部機能、支部機能として想定している佐賀の長瀬地区。こちらにつきましては、ご指摘いただいたご意見をです。ね参考に、またさらに優先順位を精査させていただいて要望活動をさせていただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ぜひですね、そのことを念頭に置きながら、やはりどこか逃げ場所、避難タワーが海にあるように陸地でもですねやっぱりそういうことは必要です。山津波がたくさん来るといことが分かっておりますので、今言われたように。その中で、陸地でも避難タワーの考え方としてですね、そういう所に陸地でも安全な所をやはり造っていただくということは念頭に置いて、今後計画をしていただきたいと思います。

次のことにいきます。

地域活性化のために町が支援を受けてですね、佐賀北部地域協議会や北郷地区協議会が活動しておりますが、佐賀北部での話によりますと、収益は赤字であるのに課税がされている。総務課長も当時出席をしておいた会議でですね、関係者から報告があり、町に対しても減免対応の要請がされたと思っておりますが、その後どのようにしているのでしょうか。

佐賀町税条例 34 条の 2 項ですかね、見なし法人税と言われるようですが、均等割 5 万円を町は課税をしております。県も町と同じく 2 万 500 円ですか、課税しておりますので 7 万 500 円もの赤字の組織に課税がされております。この組織は補助金等によって地域活性化のため育てている組織ですが、現状は承知のとおり売り上げによって時間給も変化しており、最高のときは 490 円、最低 160 円。25 年度平均で 250 円ぐらいが時間給のようです。今年の高知県の最低賃金は 677 円ですが、全然満たない時間給で頑張っています。

条例上の定めとはいえ、課税するのは非常に酷だと考えております。町としては杓子定規に課税を続けられるのでしょうか。

また、同様の組織でも課税されているのであれば、そのことについてお伺いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

おはようございます。

それでは藤本議員のご質問の 2 番目、地域活性化対策への対応について。地域活性化のため町の支援を受けて活動している法人が収益事業が赤字なのになぜ課税されているか。各協議会の状況はどのようになっているかについてお答え致します。

黒潮町佐賀北部地域協議会は、佐賀北部地域の活性化を図るためふるさとづくり計画を策定し、活力ある地域社会づくりの実現を図ることを目的に、佐賀北部地域の区長さんをはじめ地域の皆さんを中心に、平成 20 年 5 月 8 日に設立されております。事業として、若山楮の栽培およびユズの栽培、地域食材を活用した特

産加工品開発および産直市の開設、若山楮産地拡大プロジェクト委託業務を実施し、佐賀北部地域の活性化の推進にご尽力されていると考えます。

さて、議員のご質問の、地域活性化のため町の支援を受けて活動している団体に、収益が赤字なのにどうして課税されているかについてお答え致します。

黒潮町佐賀北部地域協議会は、地方税法第317条の2第8項ならびに黒潮町税条例第36条の2第7項により平成25年5月29日付で法人設立届出書が提出されております。事業目的として、農産物および加工品販売となっており、収益事業を行う法人税法第2条による人格のない社団となり、同法第3条により人格のない社団等は公益法人と見なして法人税法が適用されます。よって、黒潮町佐賀北部地域協議会は収益事業を行う公益法人に該当致します。黒潮町税条例第23条第3号により、町内に事務所または事業所を有する法人に均等割額および法人税割額の合計額を課することになります。従いまして、黒潮町佐賀北部地域協議会は農産物および加工品販売を事業目的としておりますので、収益事業を行う公益法人のため税法上町が支援しているしていないにかかわらず、収益が上がれば法人税として法人税割、国税、県税、町税と均等割、県税、町税が課せられます。収益がなければ均等割のみが課せられます。

次に、地域活動のための町の支援を受けているほかの組織としては、北郷地域協議会、蛸瀬川地域づくり協議会などが考えられますが、法人設立届が提出されていませんので収益事業を行っていないものと思われまますので、課税は行っておりません。

議員のご指摘されるお気持ちは理解できることと考えますが、税に関しましては法令順守は責務であると考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

教科書どおりの回答で、ありがとうございます。

まあ確かに、町民税のところに23条含めてそういう形で書いております。しかし、実態がですね、今言われたように非常に赤字なんですよね。現実的にそこでやってる方はボランティアみたいなもので、実際に少ないときにはそれぐらいの皆さん動いてもですね、材料代引いたり何か引いたりしたら120円とか、そんなような状況なんです。これ非常に困ったもんですよね。そこが上がれば収益はなかなかすっと上がりませんので、ますます7万500円ですかね、それを払わないかんと非常にしんどいことが前回訴えられてました。

ですから、税法上どうしても取らないかんもんであれば取ったとしてもですね、これは税の課長に聞いてもそれは難しいかも分かりません。これは今度、逆にそこを支援しておる総務課の方か、あるいは産業推進室の方になるか分かりませんが。ここの対策として、例えばこれが減免になる方法とかですね、あるいは税条例の一部を改正できるものであればですね、そういうような方向性を持って行って、こういう特例な場合はですねやはり減免をしていただくということができないのではないかなと。

今のところこの町民税、黒潮町条例の中には、私も見ましたけど減免規定がございません。一般のやつはありますけど法人のがについてはないがです。しかし、一般の方はできればですね法人税はできないんですかね。その条例改正によって。これは上位の法に反することになるんでしょうか。なるとすればですね、それなりのまた対策も別方法で考えられるというのが大事ではなからうかなと思っております。片側で活性化進めながら片側でそういう形でやっていきようと、何か法律の谷間にあってですね、矛盾をしておると非常に感じるの私だけじゃないと思います。赤字なのに税金が掛かってくるというのは非常に残念なことです。現在の町民税、黒潮町の税条例ではやむを得んかも分かりません。課長のおっしゃられるとおり、もう

書いちゃうことを実行せらったら逆に罰せられますので、それは当然だと思うんですが。

私が問いようのはそのことじゃなくて、そうであるとすればですね、その対策をどうのように考えておるかということながですよ。ほんで他の所の団体にはないということですので、ないならないなりに実際には販売もしておる所もありますし、いろんな活動してありますが、その付近のその指導的のところは指導で調整できるものか。そういう組織化の問題でどうしてもいかんのか。あるいはもう一つの法としては、税は取るけれども逆に活動の交付金とかそういう形で対応していくとかですね、杓子定規な話ですけどお金はもらえますよ。当然、これ以上減免措置も何も条例変えても何もできないからお金は取ります。しかし、活動を一生懸命しよう所であるから何かの法で交付的なことができないか、別の法でね。もうその税とは別として。それに見合うような方法が取れないかを私は問いようがです。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

藤本議員の再質問にお答え致します。

税法上ではですね、法人税法第7条により、内国法人である公益法人等または人格のない社団等の事業年度のうち収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さないとなっております。

今おっしゃるように、佐賀北部地域協議会はですね、どうしても事業目的が農産物および加工品販売となっており、収益事業を行う人格のない社団等に該当ということになりますので、減免とかですね、やっばどうしても収益事業を行う団体についてはですね、税についてはですね減免をするのはですね、減免措置を取るのには困難と考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

法律上、ほいたら減免の町条例改正はできないという考え方なんですかね。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

今議員がおっしゃるとおり、どうしてもですね収益事業を行う団体と、収益事業をもし行っていないければですね実費弁償による事務とかですね、によって申告をしなくて構わないという申請もございますので、どうしても収益事業を目的としている事業、協議会、団体についてはですね、税の減免という措置は困難と思えます。

以上です。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

そしたら法的にそれを減免措置とか条例改正等でできないということであればですね、そしたら他の方法でそれを補う方法を考える気はないですか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

藤本議員の再質問にお答えします。

議員もご承知のように、佐賀北部の協議会の中には3つの部会がございます。楮部会と食部会、そしてユズ部会という3つの構成になってございますけれども。

先ほど総務課長が申し上げました、実費弁償による事務処理の受託等に係る書類を税務署に提出することで、楮部会は国税を5年間免除されている事例がございます。ただ今のその課税されている部分は、食部会とユズ部会ということになってございますので、この2つの部会についても収益事業の有無によって減免にならないケースもございますけれども、楮部会が受けている免除のことも税務署に協議してまいりたい、その方法が取れないかどうか考えていきたいと思っておりますけれども。

その一方で、やはり収益事業を打って出たからには収益の出るような方法もこちらとしても支援していきたいと思っておりますので、税を免除するような方向で考えていくのではなくて、むしろ集落活動センター本来の目的のなるようなことでの支援も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

確かに今総務課長が言われたようにですね、方法一部聞いています。聞いてますからその対策はすぐにも取っていただきたいし、そういう資料の作成等について助言や指導を願いたいもんですが。それも今、現実的には、確かに軌道に乗っていくかどうかは分らないです。町の支援を受けながら、まああここに高速道路もついてきてですね、下りてくるようになってくればまたその直販施設とかそんなものも含めていけばですね、ある一定黒字になっていく可能性は見いだせると思います。確かそれまでの間に持つかと思うがですよ。

そうしたときに、何らかの方法でその町には税金は入ってきようわけですから、その部分、直接税をこちらに移せうたらおかしな話みたいになるかも分かりませんが、その部分を配慮していただきながら対応を考えていただいたらですね。先ほど言いましたように、677円の最低賃金にも満たんような形でやっておいたらですね、続かなくなってくると思うがですよ。そしたら方法も当然、地域の人からも考えないかんわけなんですけども。それまでの間の対応策として、どういう助成や助言とかいうことが成されるんですかね。要は金がないなったらもう終わりになってきますので。できできませんので。非常に困ったなどは僕は思いますが。

税は取らないかんから取ると。けど、まあ今やりようように税が掛からんような方法も、総務課長の方は協議をしていただいて、ご指導していただいてその書類さえ出せば、まあ通る通らんは向こうの判断ですので、それは難しいかも知れませんが。まあそうなれば一番いいわけですけども。だといって、地域の方も甘えようわけじゃありませんけども、やはり赤字なのに払うていかないかんというのは普通の税から考えたらおかしな話ですけど。

みなし法人税、法人があるだけで税が掛かっていますので。その対策等についていろいろ知恵を絞っていただいてですね、対応策を考えていただきたいんですが。積極的にやっていただけますかね。その付近のバランスが取れるように私はしていただいたら、実務の段階でできるようになったらそれでいいわけでした。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

この北部の活性化協議会から集活の事業の導入をですね要望においでいただいたときに、代表者の方と相当この話は議論させていただきました。なかなかその前進の活性化協議会の事業で収益が上がらなかった。そこへ向けて集活センターの事業の導入をしたときに、そのレジュメの変更によってしっかりとした収益事業を確立できるのかどうなのか、これが一番お話し合いをさせていただいた重要項目でございます。ここには相当時間も割いて議論もさせていただきましたが、できますという判断で。このできますという判断は、あくまでも活性化協議会側ができますという判断で、この集活センターの事業を導入したという経緯がございます。つまり、過度に行政が手を入れ過ぎるとですね継続性がまずなくなるというのは、これまでの事例でかなりの件数が出てきております。よって、どうしても自主性であったりとか自発性であったりとか、こういったものを醸成していく、そういったスキームでなければならないと思っております。

特にこの活性化協議会の皆さんは本当にご熱心に活動されているので、今出ているような少額の赤字であれば、僕は単年度で解消できると思っております。そのしっかりとした事業計画をまず組むこと。その事務的なお手伝いを全力で行政の方もさせていただきたいと。そしてできるだけ早期に、この集活センターの事業の制度の趣旨そのものが自立でございますので、できるだけ早期に、3年と言わず1年目でも2年目でもしっかりと自立ができるような、そういった事業モデルを構築できるように行政としてできる支援はしていきたいと、そのように考えてございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

活動そのものを支援していただけるということで。これに見合う以上をですねやはりやっていただきたいし。

それから先ほど、取りあえず当面の策としてですね、税条例の改正ができないのであればですね、法人税の関係を税務署あたりとですね総務課長が真剣に取り組んでいただいて、若山楮部会の方と同じような形でですね、一定町長も先ほど言いました、収益が上がるようにするという地域の約束もあるようですので、それが上がるころまでにはですね対応できるように税務署と相当協議もしながらやっていただきたいと思っております。

総務課長、できますかね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

先ほどもお答え致しましたとおり、早い段階での税務署の協議をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

協議をして、なおかつその事務的なものが必要であればですね、その指導をしていただきたいと思います。

続いて、次の拳ノ川診療所の問題でいきますが。

拳ノ川診療所に医師がいなくなるということが確定してから、もう既に昨年秋ごろにもうその意向がございましたので、もう1年以上の歳月が流れました。今年3月の定例議会で質問や、6月議会での宮地議員の

質問で、医師確保は極めて難しいとの答弁があり、現在、予約制の不定期診療が幡多医師会、医療センターの協力や薬の長期処方等でしのいでおるようですが。

地域住民は、昭和45年の5月に森先生が退職され、10月に榎殿先生が赴任するまで4カ月間の長期不在以来の不安感を持って生活しており、生活の質が低下をしております。6月議会終了後、医療構想の策定に着手するとの話があったと思いますが、現在ほどのようになっているのでしょうか。常勤医師を確保することによって、住民にはホームドクターができ、大病院へ行くときも、宮地議員が言われたように安くなる制度になってきます。医療、保健、福祉の連帯によって住民の健康寿命が延び、3,000万もつぎ込んでもまだ悪化しております国保会計や介護保険料に大きく貢献することは間違いないと思います。このことは直営である拳ノ川診療所の今までの実績でも分かるとおおり、国保保険料の減額条例を提案し、高知新聞にも掲載されたことがありました。拳ノ川診療所は全村病院構想としてですね、町全体を病院と見なし、道路は廊下、自宅は病室と見てですね、重病でない限り入院しなくても訪問を繰り返し、住み慣れた自宅で闘病や介護ができるように対応してきました。旧大方町を含め町外の患者さんも多くなり、時には往診の要請もあり調整に苦慮したことがあったと思います。

限界集落が増えつつある黒潮町にとってはなくてはならない唯一の直営診療所です。この重要性を考えたときどれぐらいの努力をされたのか、その足跡と見通しをお伺いしたいと思います。どういう形で動かされたのかお伺いします。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（村越豊年君）

それでは通告に基づきまして、藤本議員ご質問の、拳ノ川診療所の医師確保に向けてのその後の取り組みについてお答え致します。

この医師確保につきましては引き続き、県の医師確保課だけではなく健康対策部などの関連機関および国保連合会等、こういった所にも協力要請を続けて行ってまいりました。そしてそういう協力要請と情報収集に努めてまいるとともに、国保診療施設協議会、こういった国診協等のホームページ、こういった部分での医師の募集、そしてまた黒潮町のPR等、こういった部分をアップロードしながら随時更新も行ってまいりました。その結果、10月にホームページを見たという医師の問い合わせが1件ございました。しかしながら、残念ではございますけれども医師の確保にはつながることができませんでした。こういった状況が1件ございました。

これまでも町長、副町長はじめ各課長等においても情報を共有しながら、あらゆる機会を通じて医師確保の支援をお願いを続けてきたところでございますけれども、なかなか希望の持てる情報は寄せられていないというのが現状でございます。

今後も随時、関係機関等への協力要請および情報の更新等に取り組んでいきますけれども、議員も申されましたように、へき地医療における医師不足が深刻でございます。現在の状況は本当に厳しいと言わざるを得ないと思います。これまでも申し述べてまいりましたけれども、地域の方々のご心配等不安なお気持ちにつきましては重々受け止めているところでございます。黒潮町と致しましても、拳ノ川診療所の医師確保、この問題につきましては最重要課題として位置付けており、全力を尽くしているところでございます。どうかご理解を賜りたいというふうに思います。

以上、藤本議員へのご質問の答弁とさせていただきます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番 (藤本岩義君)

確かにどこの町村でも医師確保は大変でありまして、苦慮しておることは十分承知をしております。まあ承知はしておりますが、やはりそのことが住民からよく問われるのは、まだかまだかということがよく聞きます。

せんだっても、ちょうど私、拳ノ川におりましたときに救急車が来まして、下のこぶしの方に来られたようですけども。たまたまそのときは診療所開いてまして、午後でしたけども1時間ほど医師、看護師が行ってですね対応されて、入院をされて現在はおられるようですけども。そういうことが今から先、ものすごく考えられるわけです。直営診療所は黒潮町の高齢者対策には絶対重要な直診です。唯一の直診でございますので、いろんな形で診療所の活用というのが考えられますし、ぜひその付近を対応していただきたいと思えます。

診療、先生とも話す機会もあっていろいろ話すんですけども、診療の患者数が少ないので常勤はなかなか難しいのであれば今の形を何か別の方法で考えたらとかいろんな方法もあるようですし、町長の方にもそんな考えもあったようですけども。確かに人数的には今少なくて、現在一日16名ですか、ぐらいが平均のようです。11月ではね。

まあ過去にはですね、先ほど言いました昭和45年に森先生から代わって4カ月休んで榎殿先生に代わったときは、件数で2,123件で日数で4,523件。一日、現在の月20日として計算すればですね25人程度来られておったというのが、その次の41年飛ばしで私ちょっと調べましたので、2年ごとに調べましたので。47年ですね疋田先生が今度次は着任をしまして、そのときには1日28人平均で。だんだんだんだんずうっと数字が上がってですね、私が勤めておったころにはピーク時が100人超しておったときもありましたが。年間平均、まあ日数割る件数でいきますと、平成2年がピークで、人口は担当区域の人口といえますかね、それは1,732人のところで123人ぐらい患者が年間の1日平均になっておったようです。薬だけもらう方も含めてですけども。まあ疋田先生が辞められるころには、それから300人ぐらい担当区域の人口は少なくなっていますが、30人から55、6人ぐらいになっておったと思います。そんな形で、なおかつ患者数は多いわけですし、その以外にもですね、日常の活動によって国保の保険料が安くなっておったことは間違いございません。データの的には出てきてますので。そうしたところを含んでいただいてですね、もっと積極的に。やっておるとは思いますが、もっと積極的にやっていたとという方法は考えられないかなと思います。

で、10月のある土曜日に先生がこちらを見学にも来られておったようですが。そのときも土曜日であるにもかかわらず、担当の課長も含めてですね対応されておったようですけども。その方は九州の方の離島の方に行かれたという話を伺っています。そういう、魚とかそんなもんじゃないですけども、インターネットというのはそういう網をかけておりますので、そこに反応があった場合には町長以下副町長も含めてですね、もう総出で出ていただいてその対応していただくということで、やっぱり黒潮町のイメージが本当に医師を確保を考えておるんだなということも分かっていただけだと思いますし、そういう対応をしていかないとですね、なかなかこれぐらいの町村で医師確保というのは非常に難しいんじゃないかなと思います。小惑星の探査機のはやぶさが、あれぐらい離れた所にですね通信をできる次代ですので、そういう情報のアンテナもですね、それと同じような感度のいいアンテナも構築していただいて、医師の情報を仕入れていただく。黒潮町のインターネットを見ていただいたいことだけでもまたその部分に反応があったわけですから、もう少し手広く広げていただいてですねその情報が入ってくる方をやっぱり検討していただく方法をですね。

例えば、庁舎内にですね、やっちはおられるとは思いますが、この重要な国保の問題もありますの

で、医師確保の対策チームの組織化をしていただいでですね、その予算化もしていただいで、町が本腰やりよう。こちらの診療所のことを聞きたいという方がおればですね、まあ旅費ぐらいの対応をしていただいで来ていただくとかいうような方法も考えてですねやっていかないと、他の町村との差別化をして集めていかないと難しいのではないかなと思います。

それから、へき地医療ネットというのがございますが、そのネットの中には診療所の医師はですね、募集してないことになってます。現在募集してませんいうて出てきます。いろんなその今言いよったようにアンテナをめぐらしていけばいろんな所にそういう情報ははめていけますので、全国いろんな所にいろんな情報のシステムがございまして、そこにはやっぱりどこを見てもですね、高知県の黒潮町の拳ノ川診療所は医師募集しよう。一生懸命町村が取り組みようというのが分かるようなことを考えていただきたいと思ひますし、ぜひその付近もやっていただきたいと思ひます。

また、国の方には地域医療機能推進機構というのはご承知だろうと思ひんですが、そういうのもできておりますし、まあそこの中には、今回の秋の叙勲で黒潮町出身のお医者さんもございまして。そういう先生にも何遍でも会っていただいでですね相談をしていただいで、そういうところのルートも通じながらやっぱり情報を得て、ちょっとでも感触がありそうだなと思ひたら、もう町長以下、町長が忙しければ副町長、課長含めてですねすぐに行って話をしに行く。ちょっとでも可能性があればですね行くというような姿勢を示していただきたいと思ひます。

11月末には町の高齢化率は39.39パーセント、約40パーセントにもなつてきてます。一方、15歳未満は8.99、約9パーセントと。こんなような状況になつてきてますので、ますます診療所の必要性が出てくると思ひます。今後の黒潮町を考へるときですね、医療、保健、福祉が一体になつてやる行政が必要です。その付近を考へたときに、確保対策チームの設立というか予算化をしてですね、すつといつでも行動できるような対応しておくというのは必要じゃないかと思ひます。

せんだつても高知佐賀会というのがございまして、私も参加しておりました。その中には薬屋さんとかですね、あるいはお医者さんの奥さんもおります。医者もおります。そういう方たちに情報があつたらいつでも電話してください、町の方はいつでもすつと出向く予定ですからという話もしながらですね会話を交わしたことです。そういう話をはめておればですね、いろんな形で情報が入ってくる可能性として網を広げてますので、アンテナをパラボラアンテナにしておればですね入ってくると思ひます。そういうことがまだ私の方から見ればですね、まだ弱いかなと思ひがです。

ほんとに、合併時も分かつておるとおり黒潮町の中には唯一の直営の診療所ですので、その直営の診療所の活用をやるためにはですね、そういう医師がいなくてはできません。黒潮町の国保の直診診療所の管理条例の中にはですね、8つの業務というのを書いてありまして、通常の病院らでは一般病院では考へられませんが、特に保険と関係ある公衆衛生の活動に関することとか、災害救助活動に関することとか、介護報酬に関することとか、いろいろこの第3条の中には書いてありまして。それをやれるのはもう直営の診療所だけです。黒潮町全体を考へたときに、国保料もこんなに上がつていきようときに直診を活用してですね、国保の保険料も下げるということは非常に大事なことです。このことは言わなくても町長も所管課長も十分以上に分かつておると思ひますので、そこを町民にも分かるように。

それから、各課長にもお願いをしたいわけなんですけども。自分の所管じゃなくてもですね、自分の知り合いとか学校の先生等にも。こないだ、学校の先生にもお願いに行きました。学校の先生にも、自分の教え子の中にそういうお医者さんはいないだろうか、一遍当たってくださいと。こういうことをですね、各課長も含めて全部したらもう少しネットが広がつていくがじゃないかなと思ひますが。

町長、いかがですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

おっしゃっていただいたように、この医師確保につきましてまだまだできる取り組みがあらうかと思いません。

再度また検討をさせていただいて、しっかりと医師確保に向けて対策を強化していきたいと思えます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

ぜひですね、対策チームなどをつくっていただいて、予算化もして、その目に見える形で確保に取り組んでいただくと。本腰取り組んでいただくということをお願いしてですね、この分は終わります。住民の方は毎日心配しておりますので、そのことを考えていただいて活動を、各課長含めて全課長にその責任があらうというぐらいの形でですね、取り組んでほしい。自分の知り合いの中にそういう方がおったらですね、医療関係に関する先生でもおればですね、その方にちょっとそんな情報があったら教えてほしいということぐらいは声掛けれると思えますので、そういうようなやり方を含めてですね、検討していただきたいと思えます。

次に移ります。これは朝日放送の再送信ですが、このことについてはもう 7、8 回しましたので詳しくは言いませんが。

前町長と伴って各地区での説明会以降、また放送が開催されて以降、住民が待ち望む 4 局化は日延べの繰り返しでございますが、見通しはついたでしょうか。昨年予算化し、開局を本年 3 月を目指していた予算が流れ、今回また消費税を上乗せして 650 万の予算化をしていますが、大丈夫でしょうか。

料金にしても現在の 1,000 円にしたのはですね、これはなぜかといいますと、前にも話したと思うんですが、四万十町ではその 4 局化して朝日放送も入りようので、それと合わせてですね同額にした経過がございます。合併前に旧佐賀町ではケーブルテレビの検討をしております、それは 500 円で住民の方に説明した経過がございます。しかし、それは通常の今のままでしたので。しかし朝日放送をはめるとなると、そういう隣接の町村に合わせた方が良からうということになった経過がございます。

それで、旧佐賀町の場合も合併を控えたのでこれを中断しておりましたので、これ以上お待ちいただくにはですね、半額免除とか、町村の方にはペナルティーはないんでしょうかね。半額免除などの措置もやはり考えないといかん時期になってきているのではないかと思います。

また、加入促進の規則ですかね。規則のところでもですね、加入金の特例のところでは第 16 条で、加入金および引き込み工事の費用を免除する期間は平成 27 年 3 月 31 日までとなっておりますが、4 局化が進まないうちに免除期間が済みませんが。

課長が予算のときに答弁をしようみたいですが、このことで加入者の推進を図っていききたいということであればこれらも含めてですね検討はどのようにされておるんでしょうか。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは藤本議員の一般質問、情報基盤の整備についてお答えしたいと思います。

まず、民放 4 局目の再放送開始にかんするご質問でございますけれど。これまで議員が数回議会でご質問

されてきましたとおり、国の機関放送普及計画に基づく民放4局目の再放送の実現を目指してきました。そしてそのために、平成26年12月1日でございますけれど、黒潮町と四万十市、四万十町、愛媛朝日テレビの4団体で災害時における放送要請に関する協定を締結して、まずはその環境を整えてまいりました。平成26年度には何としても民放4局目の放送開始ができるよう、関係機関への要望と調整を強化しているところでございまして、その作業は現在大詰めに至っていると認識しております。このような状況を踏まえて、今議会へ区域外放送設備整備工事費650万円を補正予算としてご提案させていただいております。

なお、先ほど議員のご質問にありました料金体系のことでございますけれど、これは隣の四万十町を参考にすることは間違いございませんけれど、区域外放送に対しての環境が四万十町と黒潮町が随分違いますので、この料金の設定と4局目のことは少し分けて考える必要があるんじゃないかというように考えております。

加えて、減免の制度のことでございますけれど、これは今後の検討材料にしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

今の経過、分かりました。

ぜひですね、そういう経過をできればいろいろな方法でいいと思うんですが、テレビ使うてもいいと思うんですが。かまない範囲で住民の方に教えていただくという方も検討していただいたらなと思います。住民は日々待っておられる方が結構おられまして、気にしております。料金の方はそういう経過があったということを認識していただいておりますので、そのときに協議したときにですね、四万十町の場合には十和村がやりましたので、比較的スムーズにいった、このことはよく分かってますし。けど、そこに黒潮町もそういう形にするであろうということも踏まえてですね、その金額をしたことは間違いございません。そのことも踏まえて、再度その付近も考えておっていただきたいと思っております。

その中で一つ答弁漏れだと思うんですが、加入促進のかが切れるけど、どうしているかということも言うたと思うんですが、セットで取り組む方がスムーズにいきますので、対応策は考えておられるんですかね。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、藤本議員の再質問にお答えしたいと思います。

加入促進につきましては、やはり民放4局目を何としても放送できるようにする、環境を整えることが非常に有効であると考えておまして、それと加えて、この減免制度のですね効果というのも出ておると思いますので。これは条例改正になりますので、今後議会の方にも検討の上ですね、必要に応じてご提案させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひ強力に進めていただきたいと思っております。

続いて最後になりますが、非常時においても有効なラジオ局でございますが。聞くところによりますと、

ラジオ局の設置に向けて有利な事業が見つかったようですが、予算化は進めておられるのでしょうか。不感地帯の点検も終わったようですので、積極的に働き掛けてほしいと思います。現在予算化しておるのは、臨時災害放送局整備というので、1,000万組まれておりました。これはコミュニティ放送と同じ部類だと思いません。今、東北の方ではその局がものすごく増えて、局数も相当増えておると思いますが、多分これは20ワットのFM局であろうと思います。混信がなければ、20ワット以上のこんな山間地であればですね、出力も構いませんし、日本コミュニティ放送協会によりますと、そのようなことも干渉なければこれ以上の出力もかまんというように書いておりました。

それからもしそれもするのであればですね、JSRAといいますか同時放送。ネットの中に接続もできるような対応もしておいていただいたら、非常時にはいろんな形で役立ちますし、いろんな活用ができると思います。

それとAM局の分についてはですね、放送ネットワークの強靱化に関する検討会というのが総務省ではもう既に何回か行われて、今年の5月の14日にはもう4回目もやられておるようです。東日本の震災が起きたときにですね、ラジオの利用率というのは60.1パーセントと非常に高いです。テレビは50パーセント。もう何もない、携帯も使えん何もないときに、ケーブルテレビも全部切れたいうときにですね、小さい簡易なラジオですら放送局が近くにあれば聞こえるということで非常に住民は安心感を得たと。この放送ネットワーク強靱化の検討会の中でもですね、関係者の方、大学教授等がですねその調査に基づいて述べられておりますし、それから阪神大震災のときもですね、ほぼこれに近い形で活用されて、住民はですねその情報を仕入れていったと。情報の仕入れる方法として必要ですし、日常の生活にも、仕事しながらラジオ聞きながら生活しておるという形態もあるようですし、ぜひですね不感地帯の所も調査も終わっておるようですので、この災害時放送局のことも大事ですが、AMラジオのがを補助事業があればですね、対応していただきたいなど。

これも放送ネットワークの強靱化にかんする検討会の最新情報では、結構国の方もですね積極的に予算化がされるようなことを書いておりましたので、そういう情報が入ってきておればですね、予算化をさせていただいて早めに対応をしていただきたいと。その中に、読みよりも高知県の方もそういう要請もされているようですので、その付近について詳しく、分かれば教えていただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは次に、藤本議員の、非常時においても有効なラジオ局の設置に関するご質問についてお答えしたいと思います。

まず災害が発生した場合に、藤本議員おっしゃられるとおり、臨時かつ非常に有効なのがラジオ放送ではないかと認識はしております。

今議会の方に提案しておりますけど、まず災害が発生した場合に、臨時かつ一時的に超短波、これはFM波でございますけれど、その放送局を開設して、被害を軽減するための臨時災害放送局整備費を本議会に提案させていただいております。先ほど少し藤本議員からご紹介もありましたけれど、東日本大震災のときには3県で24局の臨時災害放送局が開設されて、その効果を表しているところでございました。

また、県内民放を含むラジオ放送は、災害時に非常に大切な情報入手の手段となりますが、町内にはラジオ難聴地区があり、難聴エリアの解消を望む声は以前から役場に多く寄せられておりました。そのために町内約130カ所の避難場所についての受信調査を行い、9月議会で報告をさせていただいたところでござい

す。県内の民放ラジオというのは具体的にはRKC ラジオ放送になりますが、黒潮町内にはその発信局がなく、依然としてラジオの受信が困難な地域が存在しております。

その対策としては、総務省の事業でございます民放ラジオ難聴解消支援事業。これは3分の2の補助事業でございますけれど、この事業に事業申請を行い、難聴エリアの解消を行うべく現在検討を始めております。ただ事業の実現のためには、黒潮町の都合だけではなくて当然放送事業者の協力がなくては実施が困難です。事業継続の確実性や技術上、制度上実現可能であるものであることや、整備内容が効率的かつ効果的であると精査して、実現に向けた具体的な検討協議を行っていく考えでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

積極的に取り組んでいただけるということで。なおかつAMの放送もですね、有利な補助事業、3分の2が見つかったようでして。確か、これは過疎債も適用になるんじゃないかなかったですかね。特に山間部の谷底にあるような地域はですね不感地帯が多いですので、過疎の対象にもなるようにお伺いしましたが。ぜひその付近も、財政の部分も大変だろうとは思いますが検討していただいて、早めに予算化をしていただくと。

要望をしていないと先にほかのところを、結構、先ほど言いました放送ネットワークの強靱化に関する検討会のデータによりますと、そういう放送局、県内局といいますかね。その中継局の増設を希望されておる件数は結構あったように見受けられますので、やはり早めに対応していかないと、とっと後回しになると思いますので、ぜひその付近も検討していただいて。

こんなグラフもあってですね、ラジオの所が一番情報が入ってくると。これがもう一番。ほかの所はもうテレビらもうとっと下の方になってますので。災害時はそういう活用ができるということですので、ぜひそのことについて今後もですね遅滞なく推進をしていただきたいと思いますし。楽しみに待ちよう住民もたくさんおられますので。結構ね、ハウスとかそういうところで働いてる方はテレビ見ながら仕事できませんけども、ラジオ聞きながら仕事しておられる方がおまして、そのハウスの中でも聞けますしいろんなところで聞けます。車で通っても交通状況も分かりますし、ぜひ早く推進していただきたいと思いますので努力をお願いします。

もう少し時間ありますけど、これで終わります。

議長（小永正裕君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、11時まで休憩致します。

休 憩 10時 49分

再 開 11時 00分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、矢野昭三君。

15番（矢野昭三君）

初めに、気になったことがございますので。

以前からちょっと気になっておりましたが、この場での質問に対しては執行機関の方は答弁ですので、そ

こをね気を付けて。答弁。回答じゃございませんので。前々からちょっと聞こえておりましたが、まあ、ひとり言うてもなかなか気付かないので、この場でそのように私の方からですねお願いをしておきます。よろしくお願ひします。

それではですね、質問をさせていただきます。

まず1番目ですね。健康について。

最近、食物アレルギーですね、について見聞き致します。ひもじい時代にはこういったようなことはなかったように思いますが、その対策を問います。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは矢野議員の一般質問の1番目のご質問、健康についての食物アレルギー対策について、通告書に基づきお答えします。

食物アレルギーにつきましても、本町におきましても増加傾向であるとらえているところです。また、乳幼児の子どもにおいて食物アレルギーが増えた要因は、明確な主要因などは示されたものはございませんが、自然食品を食べる機会が減ったことや、若い世代の生活環境、食生活の欧米化などがその要因として指摘されているとのこととです。

このような状況の中で、栄養面では、町はこれまで乳幼児健診の際に町が委託している栄養士が乳幼児の食生活について聞き取りを行ったり、乳幼児の家庭の食生活や健康管理について助言や指導を行っております。

また、食生活改善推進員の活動の中でも、食生活に関する講演会を開催したり、町のケーブルテレビで平成25年度から、教えて食改さんと題した料理番組を放送するなど、住民の皆さまに食生活の改善に向けての啓発などの活動も行ってまいりました。

これらの取り組みは、住民の皆さまの健康維持、増進の観点からも大変重要で、平成24年度に策定した黒潮町健康増進計画の中でも、バランスの良い食事についての普及啓発が必要、子どものころからの食育の取り組みが必要、栄養、食生活についての情報提供、発信が必要などの位置付けを行っているところです。

食物アレルギーなどの取り組みは、住民の皆さまの健康被害の発生を防止する観点からも大変重要な取り組みとなると考えております。このため、今後とも食生活改善推進員の取り組みなどにおいて、健康づくりやバランスの良い食事などについての取り組みとともに、子どもからの食育の取り組みや、自然食品に関する普及啓発にも努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

これは大変広くて深い問題でございますので、私が格別に掘り下げてという質問はよう致しませんが。

私の小さいころには、アレルギーとかいうようなことは聞いた記憶がございませんでした。最近、知人と食事をしたときに、小さな子どもさんがいらっしゃってですね、アレルギー体質だから、まだ小さな子どもさんだから母乳だということでした。それで、その保護者、母親もですね、食べるものが制限されておる。一緒に楽しい食事の時間のときにですね、その向かいのそういった方が食べれないということが目の当たりにあったもんで、強く思ったわけなんです。

私の小さいころには、そういったことよりむしろ栄養失調ということが多かったわけです。で、時代がだんだん豊かになってきてですね、こういったアレルギーのことが目の前に事実として出てきたわけでございまして。そういう小さい、乳幼児というのは自分の意思で食べ物を選択することはできません。

それでですね、今、課長の方からも答弁いただきました、バランスの取れたということをお聞きしましたが、そのバランスが取れるということが、なかなかこれは難しい話やないかなと。今の母親になられておる方というのは、平成の時代に入った方が大分多いと思いますね。バブル絶頂期でございまして、ないものがないという時代に生まれ育った方で、それが目の前にあるものが当たり前の時代でございます。私が小さいときは条件が変わっておりますね。それで、その昔はその庭先で採れるようなダイコン、カボチャ、ナス。あんまりそういった代わり映えのない、決まったような食べ物が中心でして。だから、現在からずうっとさかのぼって行ってですね、アレルギーという言葉が出だしたころのその一步前のところのあたりの食べ物がもっといいんじゃないかなというように思うわけです。

従いましてですね、決め付けた話をするわけでございけませんよ、これは。が、豊かな時代と、その食べ物が貧しい時代との、ずっと時代を競ってきてですね、そのころの食べ物を一度思い起こしていただいてご検討いただきたいと思うわけですが、このへんはいかがでしょうか。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

先ほども答弁させていただきましたが、食生活改善員の取り組みの中で、議員がご指摘される自然食品の取り組みなども今後とも力を入れていきたいと思えます。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

それではですね、2 番目の農業振興について質問致します。

農業の生産性向上を図るために農業改良普及、指導という字を挿入をお願いします。2 字。指導員資格者を採用する考えがあるか、問います。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（森下昌三君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員の 2、農業振興についての農業生産性の向上を図るために農業改良普及員および資格者を採用する考えがあるか問う、のご質問についてお答え致します。

農業改良普及員につきましては、調べてみますと、平成 6 年度までは幡多管内に大方、中村、土佐清水、宿毛、大月の 5 地区に普及指導所があり、計 39 人の指導員の方がそれぞれに配置され、大方の普及所では 7 人の普及員の方が、佐賀地区も含めて普及指導に当たっていたとのこと。しかし、平成 7 年度より合理化が図られ、最終的に四万十市にあります高知県幡多農業振興センターに集約され、現在に至っております。

また、普及指導員数については平成 26 年度で 21 人となっており、平成 6 年度の 39 人から比較しますと約半数となっています。

このような状況ではありますが、普及活動につきましては高知県幡多農業振興センター、改良普及員の方

になります。と JA 高知はた、幡東営農センター、営農指導員の方になります。とで連携して、現地検討会や個別農家指導の普及活動や、また農家の巡回については定期的にはありませんが、両センター職員が常時巡回するなど、年間を通して実施しています。また、幡東営農センターでは土壌や病気などの検査なども対応しており、農家の持ち込みおよび連絡があれば、両センター職員が対応に現地に出向いているとのこと。ただ、最近は事務作業も煩雑になり、巡回についてはどうしても以前よりは多少回数が減っている状況と聞いています。

以上が普及活動についての状況ですが、ご質問の農業改良普及指導員資格者の採用については、議員の言われるように農家の対応がきめ細かくできるようになるかもしれませんが、町としては今そういった余裕がありません。現状では、農家から連絡があれば両センター職員が現地に出向いて対応していただいています。また、町も農業振興についての専門的な分野については、県の農業振興センターや JA とも協議しながら推進しています。

従いまして、以上のような対応で関係機関と努力していますので、現状の体制で対応していきたいと考えていますのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

これはですね、この町は一次産業が中心の町でございますね。幡多管内でも一番、その農産物販売高多い町でございます。その町ですね、農業生産がですね年々こう低下して行って、最盛期には、旧大方町だけでは 30 億ですね。佐賀では 10 億。それが今半分になっちゃうわけです。昭和 40 年代には佐賀でも 3 人いたんですよ、普及員が町単独で。

このだんだんだんだんこう農業生産が下がる中でですね、合理化のためというお話があったんですね。平成 7 年でしたかね。私ちょっとね、これは残念な話だなと。現在の大西町政だけのことを言ってるわけじゃございません。前々から私はこの場においても発言をさせていただいておりますが、平成 19 年以来。この高知県西南地域の開発計画、高知県が作っていただいたんですよ。そのときの課題は何じゃったのか。昭和 55 年からですね、向こう 20 年の間にですね、この高知県の所得水準が全国の 8 割である。そのまた 9 割が須崎以西のこの所得水準であると。これは三全総の計画の中にはっきり位置付けられておるんですね。それが一度も上を向くことなくですね、2009 年でしたかね、全国最下位というて書かれて。この須崎以西というのは、そのまた 9 割なんですよ。全国最下位の 9 割がこの地域なんです。農業で生きていけないかん町がよ、私はこれは極めて残念なことだなと。それはね、いくらね新規就農だといって、そらみんな頑張ってますよ。だけど、将来が見通せない状態の中で頑張りようわけです。だからこの農業改良普及員という制度は、別の法に基づいてですね、農家のその相談を直接お受けしますよと。農業振興についてもお話を聞きますよということで位置付けられておりますね。で、組織的には県レベルに対して財政支援しましょう、あるいは研究機関に対して財政支援しましょうということであって、市町村に対してはそういうことは法の中ではないわけです。ないけど、昭和 40 年代には佐賀に 3 人配置したわけですよ。農業振興に取り組みということで。その後ですね、だんだんだんだん減されて。何が原因かよう分からんまま、その合理化という名の下に減されたんじゃない、こら農家たまりませなね。その農業の生産が向上し、あるいは農業所得が向上しゆうことであればいいんだが、これは下り坂の中の一途の中で合理化というのはどういうことなんでしょうかね、これ。言葉尻とらえて言いがやらないですよ。勘違いしないでくださいよ。そういうことやなしに、これを何と

か引き上げないかんということで現在やっているのが新規就農に対する取り組みであり、公社しかりですわね。

で、私が特にお願いしたいのは、私にまたいろいろとお話をしてくれる私の先生がまた別にございまして、その方は普及員の資格を持った方でございます。で、結局ですね、この全体の水準を引き上げないかん。今はまだ個人の力量でやっているもので。それは特別に力のある方もいらっしゃいます、中には。だけど、どうもそうでなしにご苦労されて、なかなか農業では生きづらいという方がいらっしゃるんですね。そのために年々下がってきておると。これを何とか、私は解決のための一つの手段としてですね、そういう普及員の資格、あるいは同等以上の力を持った方を採用していただいでですね、即戦力ですよ。経験が豊富な方ですよ。そういった力のある方をですね、即戦力としてこれは配置していただかないとですね、これはもうどうなるんですかね。これ農業の最近の取り巻く状況を見てですよ。わが町のデータを見て、平成8年からの高知県の統計書を見てもですよ、年々下がってきておるんですね。で、こういったことを考えるとですね、私は大変、先行きが暗い状況を考えております。

そこでですよ、町長、一次産業のことについて公約の中でですね、この一次産業の振興策、町長が力入れてやりますという決意を述べていただいておりますので、ここらあたりをですね、町長が町長になる前はまさしく一次産業の先頭に立って農業をしていただいでおったわけでございますので、私がどうこう言うまでもなく、一番お詳しい力のある方であろうと思うんですが。町長の目から見ていただいでですね、ここらあたり、どうてこ入れすべきか。このままでいいのか。

そこをお答えください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

農業についての再質問に答弁させていただきます。

今回、普及員さんという切り口でしたので、この切り口から答弁させていただきますと、就任来ですね農協と県、それから黒潮町で相当協議をして重ねてまいりまして、一番協議をしたのは役割分担のお話でございます。黒潮町の農業生産額が下がる要因はどこにあるのか。そして、それを回復するためにはどうしなければならぬのか。それを3団体がどのように役割分担をしていくのか。それが今の黒潮町が取っている農業振興施策の柱となっております。

いかような役割分担になったのかといいますと、例えば黒潮町、特に農地が少なくでですね、どうしても施設園芸で経営者数を確保していかなければ全体の従事者数のパイを確保できないということがありまして、どうしても施設園芸にかじを切らざるを得ないという結論も自分たちは出してあります。そしてその施設園芸で経営の悪化が起こる、それから経営体の減少が起こる、この要因はどこにあるのか。その役割分担は、一つは販売でございます。黒潮町の施設園芸のほとんどは系統出荷ということになってございまして、一義的にはこの系統に出荷されるこの園芸作物、これの販売強化をやっていかなければなりません。これはどうしてもJAの方にお願いせざるを得ないということだと思っております。まったく自分たちが手を出せないかというところではないとは思いますが、その大部分はJAに委ねられるべきところであると思っております。

それから、次に技術指導でございます。これは各既存の経営体の経営改造をどのように図るのか。そのためには収量の増加を見込まなければならぬ。その収量増加のためには技術指導が必要であろうということでございます。こちらにつきましては、県には普及員の制度、それからJAには営農部門がございまして、

こちらもしっかりと強化をしていただきたいと。

ならば、黒潮町として何ができるのか。

一つは、既存の経営体への技術指導あるいは販売。こういったことには少し自分たちは能力を有してないかも分かりませんが、その他、例えば施設の延命化ですね。これによって従事年数を少し伸ばしていただく。これによって産業従事者の総数を確保していく。これが、自分になって2年目だったと思いますけれども、整備事業の補助率のかさ上げということで本来の趣旨でございます。

それからもう一つは、産業従事者がなかなか増えない、いわゆる就農者が増えない。その原因はどこにあるのか。それを分析しますと、どうしても就農時のイニシャルのコストが高止まりしていると。こういったところに原因がございまして、そこを手厚く支援しましょうというのがレンタルハウス整備事業の補助率のかさ上げでございます。

かつ、その上に就農するときにもっと大きな課題がございまして、自家就農の場合は別ですけれども、全然農業に縁もない方が就農されようとしたとき、例えば農地をどうするのか。あるいは、技術の習得はどこで行うのか。そもそも栽培の指導は誰が行うのか。こういったことで、これまでは篤農家さんにお世話になりながら新規研修事業を行ってまいりましたが、それだけでは減っていく経営者の補てんができないということから、町としても新たな枠組みの中で新規就農者をこゝ輩出していく仕組みを作らなければならない。これが農業公社の取り組みでございます。

よって、しっかりと産業従事者が就農したいという希望がある方の阻害要因を行政が取り除く。イニシャルの軽減を図る。これによって就農のインセンティブを打つと。これが私たちの仕事であると思っております。その上に、技術指導をJAと県に、そして販売は、系統園芸作物につきましてはJAの方に委ねるべきものであると。そのような役割分担をしっかりとした上で、現在進めているということでございます。

併せて、先般議会で矢野議員からご提言がございました、JAの幹部の皆さんと圏域の首長の話し合いの場を持つということございまして、こちらの方は実施させていただきました。特に自分の方から申し上げましたのは、とにかくこの販売強化、これが要であるという意見を申し上げたところでございます。自分たちも精いっぱい政策の裁量権の中でイニシャル軽減を図る、あるいは就業機会をしっかりとつくっていく。こういった努力もしますけれども、いったん就農された方が一番経営改善が行える、その要因は販売でございます。よって、とにかくこの販売を強化していただきたいという申し入れはしましたが、まだ1回しか集まってございませんので、まだ具体的な協議はこれからということになるかと思います。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

それではですね、私もお聞きする中ではその販売力を上げて、とにかく高く売らないかんねと。高く売ってもらわな困るねという話が1点ございます。そのとおりやと思います。

ただ、その価格が高値安定し難い原因はどこにあるのかというときにですね、私がお聞きしたのは、やはりその技術指導、普及員いますか、そういう部分が不十分であるというようにお聞きしております。それは私にいろいろと、私が教えていただいております私の先生なんです。で、それがですね、今頑張っておるんです。否定はしません。だけど、成果が上がらないという原因はどこにあるのか。一つの原因は、大部分勘に頼っている部分があるんじゃないですか。だからそれを数値化していく必要があると。つまり、土一つ取ってみてもさまざまな土壌要素があるわけで。それから肥料にしてもですね、適量を適期に与えないかん。消毒も一緒ですね。いつでもかんでも消毒していいわけではない。消毒を効果的

にしていくという時期があるんだと。当然、気象変動もあるし。私にはそのへんの詳しいことはよく分かりませんが、そういったことがどうも十分できてない現実があるのではないかというお話をいただきました。それで今回、その普及員を採用していただきたいということで質問しておるわけですが。

農協の方で見ましたら、農協は農協でいるんですがなかなか忙しいようでございまして、それは農協としてできる経営努力。それから県においでる普及員さん、減った状態の中でどの程度の普及、技術指導ができておるのか。それがちょっと確認できませんねまだ。そういう状況の中で、じゃあ黒潮町としてどうなんですかということなんですよ。これは大急ぎでこの問題は手当てしていかないと、今年の台風でハウスつぶされました。その方も1人辞めますね。またほかにも施設やってる方がいっしょいまして、今年も数千万の規模の、私の知っているのは佐賀だけですよ。その農業生産が落ちる。それが落ちるとということは、ほかのそれに関わる経済が落ち込んでいくということでございます。

で、これが今年だけで終わる話とは到底考えられない今の状況にあります。これをすぐ手を打たないとすね、このままずるずるといって、この町は二次産業、三次産業だけでやっていける町かと。私は、それはできないだろうと。やはり一次産業が頑張ってこそこの町であると思うわけです。

もう一度聞かせてください。その普及員を、質問の通告は普及員を採用するか考えがあるかということについて、なお確認させてください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず結論から申し上げますと、普及員を採用する予定は現在のところ有してございません。

それから技術指導の部門ですと、普及員さんとJAに営農部門があるわけですがけれども。まず行っていただきたいのは技術の指導の統一ですね。これは必須だと思いますが。少し普及員さんと営農指導部門の役割がちよつとずれてるといいますか、別の役割もございまして。例えば経験上ですと、普及員さんも実際の栽培指導、これについてはある一定の経験年数を持った農家さんには絶対かなわないと思っております。それも経験値が違うわけですから。ただし、普及員さんに期待するのは、県という枠組みでこの制度があるわけで、そうなりますと他の産地の情報が入りやすいと。つまり他の産地、自分たちの産地では試していないような新技術とかですね、新たに出た農薬であるとか肥料であるとか、こういったものの使用実歴を紹介いただいて自分たちの技術力向上につなげると。こういった広範な情報が入りやすいというのがこの普及員でございます。JAの持つ営農指導部門となりますと、もうちょっとミクロの管内とことになろうかと思っておりますが、こういった若干似たような仕事をしていてもそれぞれ役割がございまして。

そういった中で、黒潮町が普及員を抱えることが本当に農家の皆さんのためになるのかどうなのか。いなよりはいた方が絶対いいと思います。しかしながら、それが最優先として農業振興施策のプライオリティのトップに座るべき施策なのかどうなのかというのは、もう少し議論が必要であろうかと思っております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

どうもありがとうございました。

次にですね、3番目、水産振興について質問致します。

1番目ですね、沿岸漁業の水揚げ、平成18年と平成25年の魚種ごとの水揚げを問うと。

18年という分がもし見当たらなければ、ほかのところからで結構でございます。魚種ごとというのは魚種が大変たくさんございますので、4種、5種ぐらいなところでお答えいただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、矢野議員の水産振興についてのカッコ1について答弁させていただきます。

最初にお断りをします。質問の水揚げ、平成18年の分については、平成20年に漁協の合併でデータ分類の相違により平成25年と統一できませんので、合併後の佐賀統括支所の平成21年と平成25年の魚種ごとの水揚げについて答弁させていただきます。

平成21年水揚げ上位5種、その他を除きますと、カツオが830トン、ビンマグロが260トン、マアジが105トン、マサバが61トン、アカいうて書いてますが42トンとなっております。

同様に平成25年の水揚げ上位5種を見てみますと、カツオが467トン、それからマアジが160トン、マサバが131トン、ビンが97トン、シイラが43トンとなっております。

両年対比で見てみますと、水揚げ増となっている魚種はマアジが55トン、マサバが70トン、シイラが19トン、タチウオが21トンとなっております。

減となっている魚種は、カツオが363トン、ビンが85トン、メジが14トンとなっております。

水揚げ金額で見てみますと、増となっている魚種は、マアジが3,750万、マサバが270万、レンコ、レンコダイですが、これが300万。イセエビが70万円となっております。

同じく減となっている魚種は、カツオが1億9,200万、ビンが970万、メジが800万、サワラが3,800万、ブリが350万円となっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

それで量的にもですね金額的にも少なくなってきておまして、それが結局、ひいては漁業者の生活へ直結していくわけでございます。

私が思いますにはですね、結局その海の中の状態が陸上部と違いまして見えないですね、なかなか。我々には上からは見えない。が、この2番ですね、投石などによりですね沿岸漁業の振興を図るべきと考えますが、町としての漁獲対策と県の対策を問うというものでございます。

いろんな漁業にもさまざまな漁法がございますので、この投石というのは本当に沿岸域の漁業でございます。イカ漁をされる方に伺いますと、この投石やった所でその餌のアジを釣るそうですね。それを生かしておいて、その後にイカを釣るための餌に使うんだということで、餌が釣れないとイカも釣れないということになります。で、単にイカの水揚げが少ないからだけでもいけない。やはりそのすみかとか隠れ家。まあ人間でも一緒ですね。家がないとなかなか暮らしぶらい、そんなもんで。そういう小魚の生活できるそういう家ですか。石の家が必要であると、そのように考えております。

その町の考え方もう一点ですね、県の産振計画を作っていただいておりますので、それ見てもですね、投石のことそのものにはちょっと私はよう確認できておりませんが、その漁礁等については27年まで水揚げの調査をするというように書かれております。ところが、27年なっても水揚げが少ない場合どうなるのかということについてはですね、明確なものが示されておられません。それはまあ単純に言うたら、効果が

挙がらんものに金は使えないということを言っておるんだと思うんですが。仮に、何もじゃあ水揚げがどんどんどんどん減ってですね、あの立派な港もあるんですが、魚が揚がらない港というのは、これどうなんでしょうかね。だからそういうことを考えたときに、何をやったらじゃあこう水揚げが増えますよという部分は、この町もそうですが、県においても当然それは示していただく必要があると思うんですよ。現在の漁民というのは町民、町民の生活が現在もあるわけです。沖へ出ても魚がないから船止めじゃと。じゃあ 27 年まで待ったら水揚げが増えますかいうたら、それも分からないし、その漁礁もやるかどうか分からないというようなことなんですよ。これも困るんですよ、こういうことでは。

で、私はそういうものが必要か必要でないのか。投石あるいは漁礁というものが必要か必要でないかいうことをまず考えていただいでですね、必要であれば、これはやはり町を挙げて国、県へ要望していくしかないなど。そのように考えておりますが。この漁業不振の最中ですね、この投石等どのように町として取り組んでいくのか、お尋ね致します。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは矢野議員の、水産業の振興についてのカッコ 2 について答弁させていただきます。

投石等による集魚効果については、漁業者のみならず多くの方々が認識されていると思っております。しかし、投石事業の事業につきましては、前回同様の答弁になりますが、その集魚効果の学術的データがこれまでに集計されておらず、高知県として財政的支援を打ち切っている状況です。そこで、佐賀地区の漁業者 5 名による GPS を使った航跡データ、漁業者からの日常の水揚げの報告によって、集魚効果の実証をしているところです。

平成 23 年から平成 26 年 11 月までの年度別の結果を見てみますと、釣り全体に占める検証箇所 5 カ所ありますが、の水揚げの金額の割合は、平成 23 年度が 50.6 パーセントパーセント。24 年度は 66.3 パーセント。25 年度は 58.6 パーセント。平成 26 年 11 月までですが、62.8 パーセントとなっております。このようなデータを持って、近いうちに投石等の設置ができるよう高知県に要望活動を行っているところですが、去る 11 月 14 日にも、幡東水産振興会の高知県への要望活動の中で、この件について漁協の地区委員から現状説明を行い、要望活動を行っております。

現在、町として、沿岸漁業の漁獲対策としては、ヒラメ、イサギ、ハマグリ等の放流、アオリイカ、ヨコワの漬木の設置を行っております。

また、高知県の許可事業につきましては、今年度からモジャコ漁業の許可期間の早期化を行い、大型稚魚を採捕することにより、蓄用期間の短縮、魚病によるへい死を防止し漁家所得の向上に努めています。小型底引き網につきましては、漁協、高知県と連携して操業区域と操業期間の拡大に取り組んでいます。

また、高知県の黒潮牧場の更新に当たり、現在の 9 号ブイが移動されるということで、それが黒潮町の沿岸域に近い所に設置されるということで、平成 27 年の 3 月に設置される予定です。

それと産振計画のことについては、矢野議員がさっき説明しましたように、平成 27 年度までにそういう事業実績の検討ですか、整備方針の策定ということ。それから 28 年度以降に、整備方針を踏まえた新設漁礁の整備ということとなっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

県がせっかく作っていただいたこういう計画ではございますが、計画は計画として、要するにいかにして中身を具現化していくかというところが一番大事な点でございますので。これはもう平素取り組んでいただいていることは今の答弁で分かりましたけれども、漁民の生活、町民の生活は待たないでございまして。そこはですね、町民の期待に十分に答えていただきますことを願っております、次へ移ります。

4 番目のですね、道路整備について。

1 番目の、自動車専用道と国道 56 号の連絡道、佐賀方面から佐賀北部へ、佐賀北部から佐賀への取り合わせが必要と考えますが、町としての考えを問います。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、矢野議員 4 番のカッコ 1、自動車専用道路と国道 56 号の連絡道に関するご質問にお答え致します。

この件につきましては、先の 9 月議会を含めこれまでも幾度となく一般質問にも取り上げられ、そして地域の皆さまからも熱心に要望書が出されており、町と致しましてはその必要性を十分理解しているところでございます。こうした声を踏まえ、町としましてはさまざまな機会をとらえ、関係機関の国土交通省に要望活動を積極的に行ってきた経過がございます。

承知のとおり、現在、拳ノ川佐賀方面に通じる高規格道路の窪川佐賀道路は事業化がされており、現在上分拳ノ川地域においては既に設計協議が終了し、本日を含め用地測量調査が開始されております。他の工区でも、ボーリング調査等の地質調査などの準備作業が行われています。

現段階における国土交通省の考えとしましては、窪川佐賀道路、佐賀工区についてはほぼ全線にわたって地形が急峻（きゅうしゅん）で、かつ現国道との高低差もありアクセスが困難なことから、現時点では新たなインターチェンジの設置計画はないと回答いただいております。ただし、緊急車両および維持管理車両の出入り口につきましては、その必要性にかんがみ、適切な設置場所を今後検討するとの回答をいただいております。

町としましては、地震災害などの緊急輸送、住民の避難の観点からも、何らかの接続道路は必要と考えております。今後も粘り強く要望活動を行い、関係機関と協議をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

いつもいただいておりますお答弁でございますが。

私ちょっとね、参考にですよ、この地芳道路のことについてですね、これ一般国道 440 号、地芳道路。これ構原からですね山を抜けて愛媛へ抜ける道をついておるんですね。あの地芳道路というのはですね、これは町の熱意に打たれて国が工事をしたと。一度はその事業評価の引っ掛かった所でございますが、やはりその町の熱意に打たれて、国は見事それに応じていただいたという経過がございますね。

それはですね、あの道というのはこの資料によりますと、愛媛県側の交通量が一日 552 台。高知県側、構原ですね、一日 1,226 台。こういうことなんですよ、交通量は。で、お金はですね、最初に出てきたところいたらね大体ね、全体事業費で 313 億という数字が出ております。普通に考えたときに、まあ都会側から見

ればそういう投資効果がどうかという部分は言われても、そこで生活する人に見てみたら、投資効果とか何とか言う前に我々の生活を守ってくださいよということなんですね。それで、これはもともと駄目だと言われておったものをですね、国がですねその調書を作っていたいただいて、なかなか膨大な資料でございますよ。さまざまな角度から、お医者とか学校、買い物、銀行、空港に至っては松山空港を利用するんだと。構原がですよ。そういうことまで、ちょっと高知県から見ればちょっと心配ないうか、おやと思うところもあったんですが、要はその世の中利便性、安全性、経済性。そういったもの踏まえて、その上さらに自由というテーマがあるんですね。いっこへ行こうが自由に行けると。雪でその自由が奪われるということは困るんで。ここは雪が多い所で。だからそういったことまで踏まえてご配慮をしていただいて、国がそこまでやっていただいた。

私も、ここトンネル抜けたことはないですけど、そこの口行ったことございます。大変立派な、そのトンネルと町との間も立派な道でして、さすが構原町さん、やることはやるよと。私が尊敬する町の一つやなと、つくづくそれはいつも思うわけです。だから私もそこへ何度か勉強に行ったこともございます。

こういったことを考えたときですよ、佐賀北部で生活する上についてですね、前も言ったんですけど。これ、あこから言えば東へ向いた道路構造なんですよ。この黒潮町の町づくりをどう考えるのか。これ佐賀と大方が合併なって黒潮町なんで。この道がですね、私はここの西と東とがもうちょっと自由に、安全に、そういう交流ができてこそその黒潮町と思うわけですね。四万十北幡の方からもですね、よう海の方へ遊びに来てくれます。釣り客ですね。だからそういうこととか、この中村方面からもやはり北幡の方へお勤めの方もいらっしゃいます。また北幡からこちらの病院へ来られている方もいらっしゃるので、そういう日常生活の利便性向上も図る。

そしてこの地震津波についてはですね、これ国が決めてくれたことですよ。34メートル、震度7。我々が決めたもんじゃない。国自らが決めたことや。その中で我々がどう生きるかということが最大のテーマでしょう、今黒潮町は。そのときに佐賀方面から、じゃあ大方へ逃げてこれますか。これ海で寸断されてできませんよそんなこと。じゃあその奥の方、東へ東へ行くしかないでしょう。震度7で、あの不破原から奥の山道が通れるという保障はないがですよ。町民の生命や財産を守るのが黒潮町や。町の行政の仕事や。我々町民はそれに託しちゅう。ほんであの確かですね、神戸の長田区のあれでも自動車専用道路がぼったり落ちて、バスが落ちかかったことがございましたが、あれ確か震度6ぐらいやなかったですか。7じゃないですよ。ほんでね、あの下坂が震度7がどれだけ持ち堪えられるか。ここが一番問題ながです。7はいつも来るもんじゃない。しかし、じゃあ6はどうなのかと。安定こう配の30度よりきつい山道ばかりなんですよ。道の上も、道の下もきつい。30度をはるか超しちゅう。そういうときに、その公共の施設が通れるやら通れんやら分からんようではどうもならん。これじゃあ町民の生命、財産守れない。その町づくりをどうするんですかというところから始まってですね、我々の暮らし、生活をどう守っていただけるのか。おんなじ税金を払いようがですよ、町民は。税金は一緒。それで危険な場所へ住まないかん。昼間ばかりとは限らん。夜がある。台風がある。あこら辺は、シダ坂辺りはすぐに雪が積もって通りにくい。そういった問題がいっぱいございます。それでですね、国がこういうことを言ってますというのは、それは分かります。だけど伊與木先生、構原町さんがこういうことをやって見せました。我々に。やって見せ、聞かせて見せ、やらして見せると。これが大事なことなんですよ。わが黒潮町もね、それだけのことはできると思うちやうがです。

で、私はね町長は随分頑張ってくれようということはこので分かるんですよ。この行動表。ちょっと赤い印でこうずっと着色しましたけどね、大変こう頑張っていたいてはおりますが、この部分をですね何とか。災害のときだけでなく、災害のときに、じゃあ管理者である国土交通省さん、瞬間にそこへ来れますか。あ

るいは、黒潮町の職員がその瞬間そこへ行けますか。そういったこと考えたときですね、やはり日常的にそこは、私は課長、インターと言っていないですよ、先ほどは。連絡する道。それをね使えるようにしていただきたい。

これは、そのへんについてもう一度お答え願いたい。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは再質問にお答え致します。

矢野議員から先ほど禰原町の例を挙げられまして提議がございましたが、その禰原町におきましては平成10年度、期成同盟会という組織から9回の事業促進の要望、そして11年度には、同じく期成同盟会より6回の事業促進等の要望を国の方に挙げ、それを契機にこの費用対効果事業計画が策定され、見事あのような地芳道路が完成したということを確認しております。

町の方と致しましては、現在、国土交通省と連絡道につきましてはこないだも現地の方でその協議させていただきましたが、さらにこの声を重要要望として積極的に町の既存の期成同盟会等にも働き掛けながら対応していきたい。日々の交流促進も含め、緊急時にも活用できるように精力的に努力していきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

頑張っていたいておる町長にこういうことを申し上げるのも何でございますが、やはり町長ここね、もう年の瀬。あと年が明けたら、まあ子どもやったらお年玉と。こういうことになろうかと思うんですが。まあ町長から言えば、私たちはまあ子どももみたいなもので、お年玉の一つもいただきたいと思うんですが。

この国を見よつたらね、国土交通省官房審議官、道路来場としてあります。ほかにもどんなことがあるやら分かんませんが、質問者がちょっとうつむいてこうにこつとできるような、お年玉になるようなお答えをいただきたいと思いますが。まあ言うて困る場合は言われませんが、この場限りの話としてですよ、何かお年玉になるようなことがあればいただきたい。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

この区間の要望活動については、民間の期成同盟会の皆さまにも大変お世話になりながら進めているところでございます。地芳との比較が出ましたけれども、あそこはもともと整備手法も整備目的も違うわけでございまして、そこは同列では比較できないところかなと思っております。

特にこの区間は須崎以西の新直轄区間に組み込まれまして、これ完成しますと、全国の高速交通ネットワーク1万1,520キロに組み込まれる予定の路線でございます。よって、この新直轄区間には直轄と違いました税金が投入されるわけございまして、利用料からも初期投資の回収というスキームになってございませぬ。よって、どうしても幅員構造であったりとか、さまざまな構造に直轄区間と比べるとどうしても工費の削減の跡が見られると、このようなことになってございます。

しかしながら、それをよしとして新直轄の手法を高知県としては選んでいるので、これもいかんともし難

い事実であるということをご認識いただきたいと思ひます。その中で地域の利便性が上がるように、そのようなさまざまな、連絡道をはじめですなさまざまな関連工事、こういったものについての要望は継続的に行ってまいりたいと思ひてごひます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

お昼にもなつたようですが、もう最後のところまでお願ひします。

2 番目のですね、国道 56 号は命の道、宝物です。四万十町境から町内の不破原間の線形が悪いため、平成 19 年から佐賀北部の区長会が整備の要望を重ねてまいりましたが、一部を除き整備未了でごひます。町としての考えを問ひます。

先のころは、町長のお計らいですかね、小黒ノ川、荷稻、拳ノ川 3 カ所について担当課長、国土交通省、それぞれの区長が立ち会いの上で現地協議をさせていただきました。こういう形でしていただくと大変ありがたいしうれし。とにかく前へ進んでおるなど。まあ打てば響く太鼓のような行政であるなどということ強く思ふわけですので、その点踏まえまして答弁をいただきたいと思ひます。

議長（小永正裕君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告書に基づきまして、矢野議員 4 番のカッコ 2、線形不良に関する質問にお答ひ致します。

国道 56 号の片坂から不破原間の区間は承知のとおり非常に高低差があり、その上、急カーブ、線形不良の所がまだ多く、交通の難所であると認識しております。今後においても交通安全対策が必要だと考えております。

調査しますと、毎年のようにこの区間では物損事故が多く発生し、悲惨な死亡事故を含め人身事故も起こっております。ちなみに平成 25 年、これは 1 月から 12 月の間の中村警察署のデータによりますと、佐賀管内では物損事故が 48 件、人身事故が 13 件発生し、このうちこの区間では物損事故が 25 件、人身事故 6 件となっています。これを詳細に調査しますと、矢野議員ご指摘の線形不良の個所のカーブと、そして見通しのよい直線下り勾配の所で事故が多発していることが顕著に現れております。現在、高速道路の延伸効果もあり、近年は通過交通も多くなり、またスピード超過の車両や、現在工事の進ちょくに伴い大型トラックの通行が多いのが現状であります。

こういう状況の中、周辺地域で生活している住民は、通勤や通院、そして通学や買い物等の生活道路として、さらに農業活動や地域行事等でこの 56 号を毎日のように利用しており、生活に密接した大切な道路であると理解しています。また、幡多方面、高知方面につながる、いわゆる大動脈の幹線道路であります。本町では高齢化が加速しており、高齢になりますと総じて動作も遅くなりがちで、国道を横断するときや家屋から国道へ出入りするときには細心の注意が必要であり、危険な目に遭つたと、そのような話を沿線住民からよく聞くことがごひます。こういうことを踏まえ、町としましてはさまざまな署名や要望活動が町に寄せられ、その都度、国土交通省に要望活動を積極的に行ってきた経過がごひます。

先ほど質問にもありましたように、今年も 10 月に関係する小黒ノ川、荷稻、拳ノ川の区長さんに現地に来ていただき、そして国土交通省と具体的な要望個所について説明を行い、強く要望をしてきたところでごひます。国土交通省としましては、引き続き状況を注視し、注意喚起対策、視線誘導の改善対策など、幅広い事故防止対策を講じ、安全で快適な道路管理に努めるといふ回答をしていただいております。

その10月の現地立会以後にまた新しい動きも出てきておりますが、それは現在進行中でありますのでこの場では答弁は控えさせていただきたいと思っております。

この56号は当面の間、交通量が増大することが予測され、また線形不良の箇所が残されておりますので安全対策が必要であり、今後も粘り強く要望活動をしていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15番（矢野昭三君）

この自動車専用道路と国道56号の改修については、これはもう申すまでもなく大変大事な社会資本でございます。命の道でございます。従いまして、地元はですねこれ本腰この問題に取り組んでおります。行政が取り組んでないということをお願いしておるのではございません。地元は一生懸命やっております。

こないだも、少し紹介しますよ。11月末のあの雨降りにも、自動車専用道路の用地の立会いには地元の地権者が出向いて行って行ったわけですが。国土交通省さん、担当者、それからコンサルの皆さま、おそろいでもございました。それね、頭からずぶ濡れでやったんですよ、山の中で。雨の用意をしてなかったが。ほんで、国交省の役人も帰ると言わんがですね。やるんですよ、濡れて、頭から。コンサルも濡れてやりよう。地域の住民もですね、頭からずぶ濡れでやりましたよ。それで勾配30度以上の所がだいぶあるんですね。だから拭かんがですね、地元の方は。それね、90に近い女性も行っていただきましてね、山のずうっと上まで上がるんですよ。濡ればた。あの冷やいときに。そういうことで、地域はそれぞれ頑張っておるんです。

まあ秋祭りにはね、神官に祝詞奏上をしていただいて、工事の無事と早期完成を願ってね、祝詞奏上をして毎年やっております。だから用地についてもですね相当頑張ってやっておりますよ。書類を早く持ってきてください、判つきますよということまでいっておるんですよ、地元は。

それから今度、ちょっと西へ来まして中角の方へ来てもですね、皆さん頑張って協力していただいております。で、やはり家の立ち退きとかその土地の所有者、収益権者、あるいはその付近の生活者。たくさんいらっしゃいますので、そいった方々の協力をいただかなければ速やかにできない。一日も早くこの専用道路を供用してもらいたい、できるようにしてもらいたい。私もいつも聞かれるんですね。いつ使えるようになるのか。早うしてもらったら、もうおらあ車をよう運転せんなる。その北部の方へ行ってもですね、その伊与木川の水を利用した農業が営みようわけですね。誰もその工事は反対しておりません。

ただ、工事をすると濁りが出ますので、そこと農業用水の利用については当然、調整が必要になってきます。この調整することについてもですね、これは行政が先に動いていただきたい。地元は協力体制は整っております。しかしながら、今、その目の前にきてあれこれやってくれと言われてもなかなか、そう農家一人一人は生活経営者でございますので、そいったものを糧にして生活しておる。中角の方も一緒ですね。キュウリの収入によって生活しておる。だから1年前、2年前からそいったことのさまざまな調整するべきことがありますので、行政の方が地元とか国から言われる前に、この行政、国土交通省さんの方と、それから生活者、町民ですね。その間へ先に動いてキャッチボールをして課題解決へ向けて動いていただくと、大変速やかに事業ができます。さあ今からやろかというときに止まりますとね、これは国においては大変なことになるんですから。言うまでもなく。これは過去の苦い経験をちょっと勉強していただいて、その取り組みをお願いしたい。

それはちょっと、最後のところは通告はしてませんでしたけど、非常に分かりやすい答弁をいただいて感謝しております。

副町長、このへんはどうですかね。その人の手当が大事なんですよ。なかなかね、その担当課へ私も再々お邪魔します。私が行くとね、困るんですよ。手が止まります。だから、それなりのやっぱり人を構えてもらわないかん。こういうね国とか県、あるいは住民との間へ立って調整する力のある人が必要なんですよ。それはこの入野バイパスも一緒です。黒潮町へなんぼ予算を配当しても心配ないねやというような心になっていただくことが、この事業を一層早く済ますことなんです。私はね、そのことについてこの場でできたらお答えいただきたい。職員を手当てしていただきたい。仕事ができるように、地元が困らないように。

そういったことをちょっと副町長ににお尋ねしますが、いかがです。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

工事等の調整につきましては、区長さんなりいろいろとお世話になっているところだというふうに思っております。今後も国交省連携を密に取ってですね、早い目に地区に入らなければですね、地域の方にも願ひもしながら連絡を取っていきたいというふうに思います。

その係等につきましては、今後も課長、それから担当係、それから工事の現場監督等と連絡を密に取りながら行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

矢野君。

15 番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

最後の方はで何かね、私も下向いてにこっとできるような答弁がぼつぼつ出てきましたので、ありがとうございました。

これをもちまして、私の質問を終わります。

議長（小永正裕君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

この際、13 時 45 分まで休憩致します。

休 憩 12 時 19 分

再 開 13 時 45 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、明神照男君。

10 番（明神照男君）

議長のお許しをいただきましたもので、町長に 3 点について質問致します。

まず、第 1 点が地方創生の事業です。皆さんももういろいろ情報というかね、分かったことではございますが、前の政権当時、この事業について担当大臣が頑張る所にはお金も人も出すと。ある意味ではこれありがたいようにも思うがですけど。けど自分ね、そういう人がお金が来て何ができるろうかと。

確かに昔言うたらおかしいですけど、終戦当時、戦争に敗れてね、あの時国は敗れたけど、山と川は

元気なかったと思う。けんど今はよ、田舎にとって一番大事な山と川、海が駄目になっちょうと自分は思うがです。

そういうことで、町としてまず第1点の中の第1問いうかね。この地方創生事業について町はどういう取り組みというか、その取り組みについてお聞き致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、明神議員の一般質問にお答えさせていただきます。

今回の議員の一般質問におきまして地方創生関連のご質問をいただいております。地方創生となりますと、行政業務のすべてが関連してくる非常に広範なものでございまして、それぞれ通告書に基づき答弁をさせていただきますので、再質問で掘り下げていただければと思います。なお、小項目の1から3につきましては関連性が高く、答弁の重複、あるいは前後があろうかと思いますが、ご理解いただきますようよろしくお願い致します。

まず、何ができるのかという質問でございますが、先ほど申し上げましたように個々の案件につきましては政策ごとの協議を要するところがございます。よって、まず基本認識について答弁をさせていただきます。

基本的には、行政が行っている業務は広範な意味での地方創生ということになっていると認識しております。従いまして、政府から地方創生が示されたからといって、これまでの認識や方向性が変わるということではありません。これまで進めてきている各種施策の精度向上、あるいは体系的な整備による相乗効果の発現にこれまで以上に注力していきたいと、そのように考えておるところでございます。その上で、現段階では総合戦略に伴う各種重点施策が示されている段階にはございませんが、当町として取り組まなければならない課題についてこれまで以上に進ちょくの図られるスキームが用意されれば、積極的に活用していくということでございます。

判断基準と致しましては、あくまでも新たなスキームへの強制的な対応ということではなく、当町として取り組まなければならない課題の解消でございます。冒頭申し上げましたように、これまでも広範な意味での地方創生には取り組んできているところであり、さらなる強化を図るということでございますが、そのために再度、現在の認識を精査し、住民の意向、政策の裁量、財政との整合性ならびに優先順位等を総合的に判断しながら進めていくことには、こういった基本方針、基本姿勢には変わりはありません。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10番（明神照男君）

今町長のご答弁にあったようにね、自分はそうやおかと思うがです。というのは、まあこれ地方創生事業、昔のふるさと創生資金とか、竹下さんのときやったかね、いろいろな事業が国から来て。ほんで、田舎がどれほどあ良うなっつろうかと。自分思うにね、別に今よくばらまきとか機嫌取りとかいうことを言われる方もおいでますけど、まあそれはそれとして、ほんとに田舎が、それから午前中の矢野議員の質問じゃないですけど、一次産業が本来やったら良くなっていかないかん。そのための目的で国もいろいろお金も下ろしてきてくれたと思うがです。にもかかわらず結果として、だんだんだんだん駄目になってきて。今残念で、自分これ6月やったかね、農業関係者の養成の事業のときにも言わしてもらったことなんですけど。

今、百姓さんがよ、なけりゃいかん、人間が生きるになけりゃいかんお米を作って、農業がやっていけん。それから自分らも動物性タンパク源の一つとして、漁師が魚を釣って来てそれだけではよ、自分ね今の漁業

が、漁師がご飯食べていけれん。そこに大きな自分問題があるがやないかと思うがです。確かに戦後の食糧の問題から始まってね、一時は制度として、それこそ百姓さんにしても漁師にしても自分らも制度で船造ることができた。それはそれで自分良かったと思う。けんど残念なことには戦後食糧の問題が解決してからは、いい悪いじゃないですけど。まあ今で言うたらなんちゃ自動車売ってどんだん銭働いて、食糧は輸入したらええという国の政策の中で。ほんで極端なこと言うたらもう一次産業はまあどうでもかまんじゃないとは思うけんど、まあかまなというがでやって来たと思ふがです。それもある時まではね、自分それを否定するがじゃない。ないけんど結果としてよ、ここへ来て、これも何回も聞いてもらうようにね、将来の予測の中で食糧危機だけは避けることができん予測やと。外れることがない予測やと言われることももうかなり前から言われたでした。ほんで現実にもう今、農作物もですけど自分らの魚にしても、昔やったら日本が良い値で買えよったがが、もう日本にはそんな値段では売ってくれんなった問題も起きてきちよる。そういうように自分は今思うがです。それで、そういうときにまあこの今回出てきた地方創生事業。

ほんで町は、町はいうことは町長。町長はこの事業をどういう形で、生かすがやろうかという思いの、これ質問です。ほんで今答弁いただいたがは、自分それはそれでね、否定するがやない。町長はそういうお考えでね。けんど、それでほんまに黒潮町が、黒潮町の一次産業、百姓さんも漁師も元気になるろうかという思いがあるがです。

ほいたら町長、今のご答弁のあったような取り組みをしたら、黒潮町の百姓さんも漁師も元気になって、ほんで一番今問題になっちよう後継者。後継者の問題もね、お父さんが沖へ行ってカツオ釣ってきてご飯が食べれんにね、子どもがする道理がないと思ふがやけん。百姓さんがお米作ってよ、それでご飯が食べれるがやったらね、後継者の問題らあひとつも心配することないと自分は思うちようがです。ような考え方ですきに。

ほんで町長、今町長のご答弁があったような取り組みをしたら、黒潮町は元気になるとお考えですか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

再質問にお答えさせていただきます。

まず基本認識はですね、公の力だけですべてを解決するのはまず不可能であると思っているんです。そういったまず大前提に立ちながら、ならば行政としてどういったサービス、あるいは支援施策が打てるのか、これが政策立案の根幹でございます。その中で、自分たちに与えられている裁量権。これは財政的にも人的にも、あるいは法的にも。そこで担保されている裁量権を最大限有効に活用した上で政策を組むとすればどういう政策なのか。それが予算化されて、皆さまにお示しさせていただいているということでございます。

もちろん今進めている事業だけですべてがばら色になると、こういったことは毛頭思っておりませんけれども、できる限界のところまで自分たちはしっかりと知恵も出して、そして検討も重ねた上で政策判断をすると。こういったことであろうかと思っております、今やっている政策につきましては否定するべきものではないと、自分は自信を持って言いたいと思ひます。

しかしながら、これがベストであると言うつもりも他方全くない訳でございます、まだまだ検討すべきこと、あるいはまだまだできることはあろうかと思っております。

議長（小永正裕君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあね、それぞれ。それぞれ言うたら町長に申し訳ないですけど考え方があることやきに、自分はまあ申し訳ないけどね、ならんと思うちょう。これは、自分はもう、そういうところの問題やないなってきしょうがやないかというように思うわけです。それで、こんなことをね、町長の考え、ほんで自分の考えと一致せんきいうてどうのこうの言うても始まんもんで、第1点の質問についての。

ほんでその、ここの2番目に書かしてもろうちよる、先ほどもちょっと聞いていただいたことですが、そういう国からのいろいろな制度とか、まずお金とか、今度も頑張るとこへは人もやるぜよと言うてはくれよるがですけど。

自分、まあ一つの例として竹下さんのときのふるさと創生事業よね、あれ1億円かね。あれがまあ結果として、自分不勉強でね、その佐賀があるときその1億円何に使うたか自分、知らんがです。それから大方町も知らん。中土佐は金のカツオか何か作って、それで、それあれ盗まれたかね。そういう記憶はあるがです。

そういう事業、そのふるさと創生事業がなぜ成功せざったか。地方にとって良かったねいうことにならざったかいう原因は、町長、どこにあったと思いますか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

地方の疲弊の原因は何かというご質問にお答え致します。

まず通告書に基づいて答弁させていただきますので、また再質問いただければと思います。

今回の国が示す地方創生事業、これとの絡みで言いますと地方の疲弊の原因、国はどうとらえているのかということですが、こちらにつきましては間違いなく人口減少が最大のものであるという認識を持っていることは間違いございません。

この疲弊の原因は心理的要因から物理的要因まで非常に多岐にわたっておりまして、一言でこれですというふうに申し上げることはできませんが、先般、日本創生会議から示されたように人口減少が大きな要因の一つであるということは事実でありますし、国も認識がそういうことであろうかと思っております。つまり人口減少による経済活動の縮小と。そしてその経済活動の縮小によって雇用の場が失われ、雇用の場が失われることによって、さらなる人口減少を招くと。こういった構造。つまり負のスパイラル。これが主たる原因であると自分も考えておりますし、また国も同様の認識であると考えております。

この構造は地方だけで対応できるものではなくて、国を挙げて国土構造の改革をやっていかなければならない案件でございます。3番目からの質問でお答えさせていただくような予定になってございます。

議長（小永正裕君）

明神君。

10番（明神照男君）

ねえまあ、そんなことこんなこと聞いたち、そうこれやいう原因、答えが出てくる、出てくるいうか言えることじゃないことは分かっちゃるがですけど。

自分ね、そういうことでよね、ほんで先にも聞いていただいたように、今まで過去のそういう事業、まだそのときは田舎にもいくらか余裕があったと思うがです。けど今この現実の問題として、先ほど自分もちょっと増田元総務大臣の人口の問題もちょっとここへ書かしてもろうて、ほんで町長もその人口減の問題ね。そういう問題もあって、そりゃいろいろなあれはあるとは思いますがですけど。けど自分ね、それはみんながそう思うことやと思う。10人働きよう人が8人になったら2人分少のうなって。人口がどんどん

どん少のうなってきた、就労人口。特に若い人が少のうなってきたとき、ほんで日本もだんだんだんだん力が落ちてきよる。みんなに分かることやし当然のことやと思うがですが、そこに自分問題がありやあせんかと思うがよね。ほいたらどうせないかんろうかと。そういうときに自分は今きちよるように思うがです。

そこで、その今までのね、首長さんらが頭ひねって田舎の。まあ田舎いうかやったにもかかわらず、だんだんだんまあ言うたら元気になれたらという。けんど今自分ね、その問題を考えないかんときに、ほんで考えた上で、当時は石破大臣やっとな担当がね。石破大臣が言うような。ほんで、せっかくそういうあれを出してきてくれちょうき、よっしゃ、ほいたらうちは黒潮町はこの事業を利用させてもらおうと。利用させてもらう代わりにほかの、まあよく地方が元気になるには人づくりとか、町づくりとか、それから仕事がないき若い人がおらんがやき、仕事場づくりとか。いうて言われる。けど自分ね、それにもねほんまやおかいう思いをするがです。確かに、これは単純な自分の考えですけんどね、都会やったら人つくって町つくって、仕事つくったら元気になれたらと思う。まあよくテレビらあでね、若い人がちょっとパソコンを、まあちょっとじゃないと思う。その人にとったら一生懸命勉強して何千万も何億も稼げるいうのがが都会やと思う。けんど残念なことには田舎にはよ、そういう仕事場はないと思うがです。仕事場いうか仕事はね。田舎におっても、田舎の若い人もなんちゃそういう仕事する人も自分おらんとは言わんし、おると思うけんど一般論としてよ、やっぱ田舎は、これもまた先ほどのあれですけんど、一次の産業。農業、漁業、食糧の生産の仕事。それをどういう形でいうことやないろうかと思うがです。そのためにはね自分は、この創生事業もよ、山を川をね、海をね、自分は元気にするにね、使えんろうかと。使わないかんがやないろうかとこれは。なんぼ今ね、今年春からカツオが取れんとかなんたら来んとかいう話が出てきましたけんどよ、自分はね、土佐湾そのものが残念なけんどね、魚が住める、生きていける海やないなってきたちよると思う。自分らが、まあこれ昔のこと言うてもいきませんけんど、若いとき、子どものときはね海も青かったんや。きれいな海やったき小魚から泳ぎよった。今、海の色、川の水の色見てね、自分大げさなけんどよ、こんなとこで魚もどうして生きれるもんじゃおと思う。自分は、

いうことで自分はね、2番になぜ成功せらったかいうとこね、自分やったらよ、今やったら、これあくまでも自分の考え。まず山を、川を、海をね、元気にするのが、田舎がよ元気になることでもあるし。それから、自分らが言うともた笑い話みたいになるけんどよ、日本の自給率、食糧を考えたときね、そこへいくがやないかと思うがですけんど。

町長はどういうようにお考えですかね。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、冒頭の質問で申し上げるべきであったかも分かりませんが、今回の大項目の質問事項がですね地方創生事業ということになっておりまして、これ、今までのご質問お伺いしておりますと国が示した地方創生事業ということであろうかと思えます。このまず共通認識といいますか、それを持たせていただきたいと思えます。

今回この地方創生事業、11月28日にまち・ひと・しごと創生法が通りまして公布されました。11月2日から一部施行期間ということになっておりますが、ここへ何がまとめられているかという、これはまだ制度的にですね政策がばらばらと下りてきたっていう話になってございませぬ。まずは理念。それから設置根拠。そしたら基本計画。この市町村の責務ですな。こういったことが主となっているものでありまして、いろいろな施策が下りてくるのはまだ今後ということでございます。

よって、この事業を利用するか、あの事業を利用しないとかという判断を現在のところできないということがまず第一。

それからもう一つ、この地方創生事業が、これまでの地域活性化というフレーズであったり、まあそういったものと少し違っているところはですね、個々の政策。先ほど申し上げました、その創生法の中に盛り込まれているいろんな個々のファクトがございます。それらを体系的に整理しなさいということが、まず一つの大きな特徴であろうかと思っております。これが、市町村が計画策定しなければならない基本計画の姿でございます。

それからもう一つは、人口問題が間違いなくこれの根幹でございます。そして、人口が減ることがなぜ問題なのか。そして人口が減るので、地方は仕事を用意しなければならない。これは単純なロジックではなくて、もう少し掘り下げる必要がございます。人口が減ることは国力の低下を招く。もうこれに直結するわけでございますが問題ですけれども、むしろ問題なのはこの人口減少のスピードでございます。あらゆる政策であったりとか制度設計というのは、現在の人口、あるいは推計人口、あるいは年齢別の分布。これらが元になって制度設計がされているわけで、急速なその人口の変動というのに対応できるだけの時間がないということでございます。よって、制度的にそれが対応できかねる、社会環境を整えるのにその時間がかかり過ぎということであれば、人口減少のスピードを緩めていかなければならないと。そうなりますと、じゃあ人口減少の要因はどこにあるのか、こういうことをまず考えなければならぬと思っております。これが増田レポートのひとつの特徴でございます。

戦後ですね、わが国は3回の大きな人口移動期がございました。僕よりも議員の方がお詳しいと思いますが。第一期目、1960年から73年まで。これはいわゆる高度経済成長期と安定成長期の最初でございます。このときは三大都市圏に、例えば太平洋ベルト地帯構想、あるいは第一次の全総とかの兼ね合いがございまして、三大都市圏に重化学工業が配置された。その労働力不足を補うために、地方から若年層が労働力として吸収されたと。しかしながら、70年代に入ってオイルショックがあつて、高度経済成長期と呼ばれたほどの成長曲線が緩やかになって、その中で地方に重化学工業が分散されていった。こういったことでいったん終息を迎えました。

第二期はですね、1980年から93年まででございます。これはバブルを含めて全国的にある一定の公共規格。つまり一億総中流と呼ばれた時代です。このときは、特に東京圏、ここの金融であるとかサービス業が著しい成長を遂げたために、地方からその労働力としての吸収が行われたということでございます。しかしながらこちらも、第二期におきましてもご存じのとおりバブルの崩壊によって終息を迎えたと。

そして現在、地方から都市圏へ向いての流出が行われている2000年以降。これはですね、大体円高不況。恒常的な円高による不況によって、地方の製造業がとことん疲弊をしたと。それに合わせて公共事業費が削減され、地方の若者は都会へ職を求めて出ていったと。こういうことになってございます。これはまだ現在も続いております。

この3つの人口移動期の中でですね、最初の2つと、今自分たちが迎えている人口減少、この移動期ですね。これには大きな違いがございます。一期目、二期目はですね、都市の労働力あるいは雇用力としての吸収能力が高かったために地方から吸い上げられたということで、どちらかという要因は都会にあったと思います。しかしながら現在のこの2000年から移行の人口流出期、これにつきましては地方に原因がございます。それは先ほど申し上げましたように、地方に働く場がない。そして地域間の経済格差が生まれたことによって、都市部へ高額な所得を求めて出ていかれる。こういったことでございます。よって、地方が仕事を用意しなければならない。つまり、地方への有引力を高めなければならないということでございます。こ

れよくいわれます、一期目、二期目は都市のプル型といわれまして、三期目は地方のプッシュ型ということになってございます。つまり一期目、二期目は、都市に吸引されていたんだけど、今迎えている第三期の人口移動期、これは地方が押し出しているということでございます。つまり地方にそれだけ体力がない。こういうことでございます。

そしてもう一つ共通認識として持たなければならないのは、地方から都会へ出ていくことがなぜ国力の低下につながるのかということでございます。ここの認識をしっかりとしないと、国内での人口移動ですからおしなべた出生率が人口が地方から都心に行ったって、それが原因で人口の減少が加速化する理由にはならないだろうと。こういう理論になろうと思いますが、そこに大きな違いがございます。現在、全国平均で多分合計特殊出生率というのは1.43ぐらいだと思います。これはおしなべて地方の方が高いわけございまして、都市圏を除くともう少し地方圏は高いと思います。しかしながら、東京。これは全国最下位でございまして1.13。つまり、地方から東京圏へ人口流出、特に若年層の人口流出が起こるということは、もともと低い出生率の地方から超低出生率の東京へ向いて人口が流れているということで、自分たちの所は出ていった方だけの人口減ではなくて、人口生産能力すらも流出していつていると。これが根本的な課題でございます。そのためには、先ほども申し上げましたように一期目、二期目に都市が持っていた吸引力、これを地方が持つ必要がある。これがまずこの地方創生の一番の意義でございます。

しかしながら、先般10月でしたか、内閣府にまち・ひと・しごと創生本部があるんですけども、そこへヒアリングにお伺いを致しております、そこでも申し上げたことです。今の国の姿勢というのは、地方と都市の格差を地方の努力で埋めなさいという。これが根流にございます。しかしながら、先ほど申し上げました、少なくとも第一期、第二期の人口移動期というのは国策によって行われてきたことが大部分を占めていると思います。よって、これからは地方の吸引力は地方としてしっかりと高めていきますけれども、都市機能の抑制、規制をかけない限り、地域間格差は埋まらない。これが僕の基本認識でございます。

よって、極論を申し上げますと住みにくい東京をつくるということ。ここへ踏み込まない限りには、間違いなく地方の創生、あるいは地域間格差の是正はできないと、そのような認識を持ってございます。ここをまず共通認識として持っていただいでですね、先ほどいただきました第一次産業の問題ですけれども。こちらにつきましても、この地方創生が出てきたから第一次産業の振興をやるということではなくて、もともと当町は第一次産業の振興という課題を抱えておまして、それは継続的に進めていくと。この基本姿勢には変わりはないということでございます。しかしながら、今回の地方創生まち・ひと・しごと創生法に、いろんなこれから省令がぶら下がるわけですけれども。そこで有利な事業が出てくればですね、積極的にそれは活用させていただくと。これもこれまでの姿勢と変わりはないところではございますが、冒頭の質問でお答えしましたように、下りてきたから飛びつくのではなくて、もともと当町が取り組まなければならない課題解消のスキームとして有利なものがあれば活用するということございまして、すべてが国の方向性を是としてすべてを活用することにはならないと思っております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10番（明神照男君）

まあね、これも何回も町長に聞いていただく言葉で、自分は言うだけ。町長は執行の立場としてそれを実行せないかん立場やもんで、自分が言うことをはいはいいうわけにはいかんこともまあ分かります。

ただ、まあ今人口の問題にしても、基本的に町長も今おっしゃったようにね、よく言われるのが出生率東京が一番低い。ほんでどんどんどん高年齢者が増えてきよるというような問題。それからまた片一方では、

増田さんやないけんど地方は消滅する。ほんで、高知県でうちが率からいうたら5番目というような数字が出ちゃったと思うがです。けど自分ね、絶対そんなことにはならんと思うちよる。というがは、一つの例としてね自分思うがは、自分らの息子の世代。学校出てね、お父さん、僕は都会行く言うたらね、恐らくほとんどの親がね、そうやねや、こんな漁師やったらこんなうるさい商売するこたあないき、おまえが都会へ行ってやると思うがやったら行たらええぞいうて、自分出しちよると思う。これは、先ほどの町長のお話と通じる部分があります。国がどんどん成長しようとき。

けんど自分ね、その世代は終わったきにあれやけんどよ。今の40代のお父さんなるかね、立場の人が、自分が今そういう時代へ下がってきて、仮に息子がそういう話をしたらよ、そうかえおまえがね、都会へ行ってみよう言うがやったら、都会の仕事しよういう思いやったら、これはみんな若いときは思うたことやき、行てやりゃあやってもええと。しかし、昔みたいなわけにやいかんぞと。田舎でも、まあこれも一生懸命いうてもいろんな形がありますけんど、頭使うてやったら食べるには困らんぞと、自分は言います。あとはもう本人がね、どう考える。そういう今、自分は時代になってきちよると思うがです。そういうように、自分はそういうような考え方をしちよるもんでね。ほんでその人口の問題にしても、まあ自分はね、これも何回も聞いていただくことですが、この狭い日本にね、1億も1億2千万もの人間がね、生存しちよるいうことに物理的に自分問題があると、自分は思うがです。ほんで自分はね、いろいろな問題ありますけんどね、少子高齢化で困った困った言うけんどね、自分は自然の形に戻りようがやきに困ったということはないと。これはあくまでも自分の考えです。その時代その時代に合わせた考え方を持って生きないかんがやに、やっぱあのどんだんどん成長期の数字、基準を基にしておるきに、こりゃ困ったどうせにやいかん、こうせにやいかんとなりゆうがじゃおと自分は、そういう考え方持ちちよるがです。まあそういうとこで分かりました。

それで、まあこれ3問と4問は同じようなあれですきに。この事業を来年度以降、大体町長のお考えは今お聞きして分かったがですが、特別に町長として来年度の事業の中で地方創生の国の取り組みをこれに生かしてみようかとかいうような思案があったらお願い致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

3点目でよろしかったですか。地方創生事業への考察と取り組みについてのご質問にお答えさせていただきます。

（明神議員から「3点も4点も、大体おんなじような質問になりますき」との発言あり）

それでは、続けて答弁させていただきます。

まず通告書に基づきまして答弁させていただきますので、不足がございましたら、また再質問で掘り下げていただければと思います。

去る11月28日にまち・ひと・しごと創生法が公布されまして、概要につきましては理念、それから総合戦略ならびに設置根拠となっております、端的に申し上げますと市町村。市町村は第1条の目的および第2条の基本理念にうたわれている地域社会づくり、それからサービス提供の長期的見通し。それから結婚、出産、育児の環境整備。ワーク・ライフ・バランス。それから就業機会の創出等について、同法第10条に基づき地域の実情に応じた施策として基本計画を定めると。まあこのようなことになってございます。

個々の案件につきましては、特段目新しいものではございませんけれども、先ほど申し上げましたように特徴的なのは体系的に整理をするということでございます。基本的には前段申し上げました内容につきまし

ては、現在不足があるにせよ、該当する施策を実施しているところであり、その精度向上が求められるものと認識しております。また、体系的に整理することによる各施策の相乗効果、こちらを促すと。そういったものにしなければならないと考えております。

引き続きまして、来年度事業に関するご質問でございますけれども。これも先ほど答弁申し上げましたように、現在は設置法、あるいは理念法、根拠法として、まち・ひと・しごと創生法が公布されたということに、現段階ではそれに過ぎないわけでございます、細かい議論はまだ年明けの通常国会だということになります。よって、具体的な施策がふってくるのは早くともですね、補正、あるいは新年度。こういったことになろうかと思っておりますので、現在ではどの事業を選択しますということはお答えできる時期にないというのが答弁の基本になろうかと思っております。

これまで申し上げてまいりましたように、当町のこれまでの施策の方向性は政府の示す地方創生と基本的には同じ方向性でありますし、これは他の自治体でも同様かと思っております。よって、大きく方向性が変わるわけではありませんが、それぞれの事業の相乗効果を促す体系的な整理、これは非常に有用であると考えております。

併せて、計画自体は広範囲に及ぶこととなりますが、広く浅くで結果が出ないことは絶対に避けねばならないと思っております。よって、人的資源、財政的資源の効率的な配分となるよう、事業の絞り込みはしっかりと行わなければならないと考えております。なお、来年度事業につきましては現在予算編成作業を行っているところでございますが、年明け通常国会の早い段階で、経済対策のための補正予算が出てくることはまず間違いなからうと思っております。こちらの方も注視してまいりたいと考えております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10 番（明神照男君）

分かりました。まあね、初めにも聞いていただいたようにそれぞれのものの考え方があって。

ほんで先にも聞いていただいたように、やっぱ自分はね、この出てくる事業、ほんで金も出す。それから人来てもらうて自分どうかとは思いますが。金も出す人も出すいうあれで。ぜひね、自分、繰り返しますけど一次産業が元気になるには、やっぱ自然がね、元気にならんと自分はいかんときになってきたというように思います。ぜひそういう自然の復活のための事業を考えていただきたいと思ひまして、1 問目は終わります。

2 問目に入ります。漁業問題です。

これもほんまにいつもかつつもいうかね、課長には何回も何回もおんなじ質問になってあれですが。今年、今年だけやないです。もう 3、4 年前からね、4、5 年前から、たまたまのあれですけど佐賀の自分らの仕事でもあり、それからひき縄の人の漁が対象、カツオ。だんだんだんだん少のうな。ほんでこれはね自分の頭の中にはね、もう 30 年当時に起きてきていたがです。それで、まあこれは私事みたいになるけど、もうこれはうちの沖ではいかんよ思うて、ほんで自分試験場の船に乗せてもらうて、小笠原へ底釣りに行って、ほんで帰りよるときに、三陸へ行たらイカとサンマが腐るばあ取れよるいう話をその当時の、県の職員でしたけどあの当時は漁労科長さんいうて、科学の科の。モトハラさん言う方やった。三陸行たらね、イカとサンマが腐るばあ取れよるいう話を聞かしてももらうて、そりゃそんな腐るばあ取れよるいうたらそれ見に行かなあいかん思うて、沼津から一昼夜ばあかけて釜石へ行って、ほんでひと月ぐらいイカ船に乗って。それからもんで来て、それからいろいろあつて結局 39 トンのカツオ船をやらしてもらったが。その時点でね、カツオは少のうなつてきよつた。自分の思いでは、ただ、少のうなつたいうても今の少な

さとあの当時の少なさは少なさが違うきほら。ほんで、それから伊豆へ行って、もうそれこそカツオも、それからキハダ、シビもね。まあ漁師の言葉で言うたら大げさになるようで、海いっぱいみたいなもんやった。食うか食わんかは別やった。けど今は、食うか食わんかの前に群れがおるかおらんかが問題になってきちようわけで。

そういう中で、これも町長に今までもお聞きしたことですけど、やっぱり自分はね、資源の問題。特にこのカツオに関してはね。それで町長も全国市町村水産振興対策協議会には出席されて、いろいろご意見を出されよると思いますけれど。海の汚染と資源の問題について、これも今に始まったことじゃない何回もお聞きしておりますけど、あらためて町長はどのようなお考えをしておるかをお聞き致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

それでは2番目の質問にお答えさせていただきます。

まず冒頭、全国市町村水産振興対策協議会における直近の経過を報告させていただきます。

10月には理事会におきまして、政府および関係各機関への要望案をとりまとめさせていただきました。11月20日の総会でご承認をいただき、それを政府および関係各機関へ提出ならびに要望活動を行ったところでございます。

ご質問の汚染問題につきましては、水産物の放射性物質調査を徹底し、安全な水産物の供給と風評被害の払拭（ふっしょく）に努めることとさせていただきます。これらと併せて、最大の課題である汚染水対策にも引き続き全力で取り組んでいただきたいと、そのように考えております。

次に、カツオ資源につきましては、カツオ資源管理については、これは市町村水産振興対策協議会の要望の中の抜粋でございます。カツオ資源管理については、科学的検証に基づいた国際的な資源管理体制を早急に構築し、カツオ資源の持続的な利用と漁獲規制の導入による秩序ある操業環境の構築を図ることとさせていただきます。併せて、水産庁の平成27年度予算概算要求では、資源管理推進の項目の中で、カツオ等についてはエルニーニョ現象と熱帯域の海洋環境の変動が、資源量、回遊経路に及ぼす影響を調査するとされておりまして、実際に予算要求が行われております。なお、資源問題についての私自身の基本的な見解はこれまでと一切変わってございません。

議長（小永正裕君）

明神君。

10番（明神照男君）

先ほどは自分、土佐沖の話から聞いていただいたことですが。

まあこのことを言うのどうかとも思うがですけど、自分、あの10月20日の高新的の記事に町長はじめ皆さんにはいろいろご心配をお掛けしたことです。自分、あのとき言わしてもろうたがは、結局資源を、それから自分らの操業の問題らを含めて、今三陸の海はね、資源の問題からしてもよ、それこそ自分船頭させてもろうたがは38年やったけど、そのころはね、ほんまに釜石の口らも大敷の口にカツオの群れがおるというような話やった。それが今はね、もう2日夜も走らんとカツオがおらんかったがです。ほんでこれ冗談に、自分、これはカツオも放射能が怖いき丘へ寄らんがやないかねいうような話もするがですけど、そういう問題がね、三陸の海には起きております。まあ、もうこちらからね、おらんってきたがやき。まあ皆さんもご存じのようにカツオの経路は薩南海域から、それからこのうちの真沖ね。紀南礁とか高鵬礁とか上がってくるが。それからマリアナ、小笠原。それからもう一つは、ハワイからミッドウェイ。その4つの

経路から大体上がってきよったというのが、もう 10 年も前でしたけど、焼津における田中さんという方が、もう今残っちゃうがは明神さんね、ハワイ、ミッドウェイの系統しかないって。けど、これもいつまで続くろうかねいうような問題があるわけ。現実の問題としてね。そういうようなことで、ほんで 1 問目の町長の全国のね水産業振興対策協議会のお話は、今聞かしていただいたもんで。

ほんで自分ね、これ 1 番目の問題とあれになってきますけど、2 番目の問題としてね、これも前も、6 月も 9 月もその漁業の資源の問題として、地方創生の国から言うてきちよる事業の中で、漁礁の設置をよね考えれんろうかと。これも矢野議員の質問のときにもあったようにね、自分も県へも行っちゃりました。松尾部長さん。そしたら、もうね明神さん、これも前からうちでも言いよったことよね。何百億も漁礁へお金入れちゃうけどよ、効果がない。自分ね、思った。効果のないことによる何百億もお金入れと思うてね、思ったことでした。ほんでそのときの話で、県はもうそんな考えはないと、漁礁は。それから、先ほど浜田課長の答弁にもあったように今調査しようけに、とかいう話もありました。ほんでまあいうたら自分あれしたが、町がやるがやったらやってもらいやというような意味合いの話でした。

そういうことで、自分あふるさと創生でどういう形、自分ではその専門的なこと、行政の話は分かりませんけど、まあ仮にお金に来るいうがですき。ほんで来るいうがやなしと、うちは創生事業でこういう創生事業の中で黒潮町はこういう事業をやりたいきにそれに金もらえんろうかというようなことにはならんがやろうかと思うて、ここへふるさと創生事業を生かすことでできんかいう質問をさしてもろうちよるがですけど、どんなもんですかね。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、明神議員の漁業問題についてのカッコ 2 について答弁させていただきます。

町の地方創生の基本的な取り組みとして、先ほど町長が述べましたが、すべての分野について提案するという事は考えておりません。まち・ひと・しごと創生本部の基本方針の中にある基本視点として、地域の特性に則した地域課題の解決とあります。また、創生のため全国どこでも同じ枠に当てはめるような手法はとらない。そのためには、地方自治体等が主体的に取り組むことを基本とし、その活気あふれる熱意を酌み上げる民間の創意工夫を応援することが重要とあります。

先ほど町長が答弁しましたように、結果を出す事業の絞り込みをするということです。これから漁業者との意見の集約等を踏まえ、漁協や役場内で協議検討したいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10 番（明神照男君）

そういう中で、可能性もないわけじゃないがよね、創生事業という中で。

それで関連することですが、9 月の議会にもちょっと聞いていただいたパレットかね、鉄の。あれについてはその後どのような形になっておりますかね。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

旧よこはま水産で使用しておりました、マグロ等のボックスパレットのどぶ漬けの箱につきましては現在、

民間の方でちょっとお願いして、その試算等、それから海の中で耐えられるかどうかということについて、ちょっと試算等をしてもらっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10 番（明神照男君）

先にも聞いていただいたように、県も 27 年までの調査の結果によって漁礁事業を再度始めるかどうかというようなことも部長さんもおっしゃっていたのですが、そのときにね、自分部長さんにも聞いてもろうた。部長さんね、今までやった漁礁は、こういうこと言うたらいかんかも分からんけど、ごく沿岸で、ほんでもう年のいた人が、小遣い稼ぎの魚釣る海域やったと自分は思ういうて。ほんで、以前は腕立ちの若いいうかね、30、40 代、50 代の人はそのらで底魚釣らんでも、カツオなりシビなりがどんどん釣れたがやき。ほんで、言われるように結果が挙がっちゃらんいうのも無理もないと思ういうて。けれど、今まで釣れよったカツオも、まあキハダね。それから来年から、今年もそういう規制の中にあるがですけど、ヨコワも今までのようには、決まりとしたら釣れんなること。けんどもあれも実質的にはね、あれ半減いうてもよ、あれもう 10 年も前の基準の数字やきよ。その半分のトン数がよね、去年、おとし釣りよったトン数よりか多いがやきね。ほんで実質的には、まあこんなこと言われんけど、あんまり影響ないがよね。ほんで、資源の問題についてのまた別の見方が出てきちよる。

まあそういうことで、ほんで自分あれしたがは、ほんでこのまあ今考えてくれるいうあれですき、ほんで自分これは、その今県がよ、町も業者に頼んで検討してもらいよういう漁礁。要は、どの海域へ、どういうような漁礁を設置するかが問題になってくる思うがです。ほんで自分は、何回もこれ聞いてもらうようにね、ぜひ 200 メーター、300 メーターの、冬場良かったらキロが 8 千円とか 1 万円もするような魚を繁殖するような海域へ設置してもらいたいいうのはもう前からずっと話をさしてもらいようことで。ただ、まあこれが今まではそりゃ国の事業やきいうことで、言葉は悪いけんども逃げられてきたけんども。せつかく国の事業の創生事業がそういう形でお金が来るいうがやきによね、それへ自分は活用することできんかなという思いですが、それはどうですかね。その大型の漁礁は。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

明神議員が前から言われております大型漁礁いうことで、土佐湾をひとつと考えた大きな漁礁のことやと思いますが、それは何分大きな事業ですので、それはなかなか今回の事業では自分は難しいと考えております。

現在今まで、その平成 16 年までに休止するまでに、黒潮町、旧佐賀町、旧大方町が行ってきた事業につきましてはですね、まあ佐賀の方でやったリマ種、リマの事業、種子島の事業。まあそこらへんの事業につきましては、海底が大体 50 メーター、60 メーターの、4 メーターのあのコンクリートの塊をですね、そういう所に沈設した経過がありますので、そこらへんに補充するとか、そういうことで自分は考えていった方がいいがじゃないかと考えてはおります。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

## 10 番 (明神照男君)

けんど課長、先にも自分聞いてもろうたようによね、県もよ、その事業にね自分は何百億も使うちよらんと思うがやけんどよ。何百億も使うたいいうて県言いよう。何百億も使うてなんちゃあなっちよらんがやきねと自分思うぜ。

ほんでよ、まあその漁礁の事業は自分もやってもらいたいき、それは進めてもらいたいけんど、やってもらう以上はよ、その 50 メーター、60 メーターを自分いかんいうがやないが。そこもそこなりにやけんどよね。この事業はね、うちだけの事業。ほんで自分思うがです。これはね土佐湾、室戸から足摺、この土佐沿岸の漁業者の事業としてよ、自分は考えてかまん事業やと思うがです。うちの沖は東向いて走ったら清水の沖にもなるし、西向いて走ったら室戸の沖にもなってくるとこやきね。水深 200 メーター-300 メーターいうたらよ。そういう考え方で、今言うこの大型漁礁の地事業を自分はやってもろうたら、そしたら、これもいっつも聞いてもらうようにね、それこそ先に町長ね、自分はね、沿岸の漁師の人みんなご飯食べれだす思う。このお父さんがご飯食べれだしたらね、子どももね、漁師をすると自分は思うがです。ほんで今までは、ただうちの沖ね。今、高知漁協かね、1 つにはなっただいいうてもよ、やっぱり自分の目の前のことばっかやっただいと思うがやけんどよ。けんどそんなことじゃいかんきに、どうにもならんなってきちようど。ほいたらどうしたらええかいうたら、自分は分からん。分からんけんど今言うように、今まで黒潮町の事業や、中土佐との事業いうレベルやなしに、これは高知県全体の事業ぜよというよなことでね、県にも言うてよ。

ほんでこれも前も言わしてもろうたけんど、別に自分が言うたきいうていうがやないけんど自分ね、カツオの問題で今度も当選されたけんど中谷衆議院議員さん。5 月の 10 日やっどね、高知で。先生ね、自分らカツオも問題やけんどよ、けんど自分は高知の漁業考えたら、この大型漁礁を土佐湾へやっど。ほいたらほんどの意味のね、黒潮牧場。先ほど、何か海洋牧場の浮き漁礁また 1 基やるとか言いよった、あればかの骨頂。自分に言わしてもろうたら。あれやったら課長も分かちようよなよ、年間に 1 億なんぼの管理費をずつと掛けようやお。海底の漁礁やったらそんなことせんでもね、やっど。やっどたら、これも何回も言うように人間にとったら家やきね、魚が増えることあ分かちよう。浮き漁礁は残念なけんど、平成 12 年にやっどよ、確かにそのころはまだ来るカツオがおったき良かった。けんど、残念なことにはもう来るカツオがどんどんどんどん少のうなってきたがやきよね。自分、やってくれるいうことはありがたいことぜ。けんど、ほんとにほんとにお金掛けてやるがやっどたらよ、やっどみんことには分からんけんど、こちらの方がもっと効果があるがやないかねいうことが考えられるとこへね、自分お金使うべきやと思うがです。

まあ、分かりました。ほんでぜひよ、町長にも課長にもお願いしたいがはね、その創生の事業の中でそういうことを考えていただきたいと思ひまして、次に移ります。

ほんでこれも、先には地方創生事業はこんなことじゃいかんよなことばっかり言いもってよ、我田引水やないけんど、現実にもう年々国が減っていきようきね。ほんで昔やっどたら、やめる人がおっどたらまた新たにやる人もおっどけんど、残念なことには今はそういう人はおらんき、もう船も減っていく。漁師も少のうなってきたよき。

ほんでね、もうのうなっただある船頭やけんどね、自分に笑いもって言うた。言うてくれたいうか教えてくれた。まあこれはみんなも知ちようこと。人の行く裏に道あり花の山いうてね。ほんでその船頭は漁しよった。笑いもってよ、おれは人の行くとこへは行かんがやいうて。言われてみて自分ら経験もないきよ。けんどなかなかね、それは頭では分かちよってもね、ほいたらやれるかいうたらようやらんこと。これは。いうように自分思うがです。ほんでまあ、前に小泉さんも、上り下りにもうひとつまさかの坂があるいうてね。ほんで自分ね、この人の行くのあれもまさかの坂も一緒やと思うがやき。ほんで自分は前から言わし

てもらいようように、この公社方式による漁船の建造はできんか。

ほんでね自分思うがあれです。今国はね、もうかる漁業いう事業をやりようがです。ほんでこれね、自分ね、こういう事業を利用したらよ、ほいたら今の、町長もご存じ、県の部長も知っちゃった。自分言うたら。もうカツオがね、部長さん取れんでね、腕立ちの子らがもうひき縄の漁やめて汽船へ行きだしたいうて。行きだしたやない、今年ももう何人が行たいうて言うたら、部長もまあ聞いっちゃったか、知っちゃったがね。自分ねその子らにね、こういう形で仮に船ができるとしたらよ、乗らしたらね、自分、いつまでもいうことは自分はよう言わんけど、まだいつときやったらね、自分結果出すと思うがです。

そういうことで、今言うように、もう一度いうたら何回も何回もなるがやけん。町長、その農業法人やないけんよ、公社方式でいうことはどんなもんですろうかね。今度はひとつその、国のもうかる制度もあるがねいうことを付け加えてお聞きします。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

明神議員の漁業問題についてのカッコ3について答弁させていただきます。

その前に、先ほどの質問でですね、黒潮牧場の9号ブイのことについてちょっと私の方から説明しましたですけど。9号ブイについてはですね、西部の黒潮牧場検討委員会という所がありまして、黒潮町からも何人か出て討議、検討を行っているところですが、その中で、黒潮町の漁民の要望として9号ブイの移設移動をお願いした結果で今回の結果となって、27年の3月にこの黒潮町の沿岸に来るということになったということを説明させていただきます。

それでは、明神議員の9月の一般質問は、カツオは駄目になるので、カツオに代わる何かをせないかんとということで、漁業公社による漁船建造を行い食糧生産を行ってはどうかということであったかと思えます。

減船による伝統の一本釣り漁業である土佐のカツオというブランドが消える恐れがあることは、資源問題、燃油高騰等を含め、厳しい漁業環境であると考えております。このような状況の中で、公社方式による漁船建造は厳しいと考えております。

理由として、1つ、カツオに代わる魚種として何を取るのか。有望な魚種はあるのか。

2番目として、減船となる現状の中で、町の財政負担として現在進めている震災対策との整合性や損失補償問題に対応することができるのか。また、参加する金融機関はあるのか。

また3番目として、意欲ある漁労技術を持った人材がいるのか。

4番目として、公平性や責任の所在があいまいになるのではないかの、以上の理由によるものです。

町として、漁協、漁業者に対しては貸付資金、運営資金、利子補給等を含めた金融支援策を行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神君。

10番（明神照男君）

ねえ、できんいう理由よね。そのとおりやと自分思うがやき。ほんで今までやらんがやきね。

ほいたらよ、やるとしたら、どういう仕組みにしたらやれるとお考えで。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

なかなか反対のことを言わないかんって、難しい質問ですけど。

自分はこのカツオ。明神さんはカツオは駄目になる駄目になるということですが、自分が行った研修会の中には必ず明神さんはカツオの会の中に必ず行って、積極的な発言とか提言はしております。その中でカツオをまだあきらめる必要は自分はないと思っております。まあ確かに、南方水域での巻き網によるこの右肩上がりの漁獲がですね、増えている状況の中でこちらの方に、そのカツオ資源の来遊が少ないということは、この間 10 日の日も二平先生が会の中で言っておったことですけど。しかし、まだ黒潮町の中にも大型船や 19 トン船が 20 隻近くおって、カツオ漁業に携わっておりますので、やるとすれば、そちらの方が自分は良いがやないかと考えております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10 番（明神照男君）

自分はね、うちでもよ、もう残念なけど。まあ自分も 60 年カツオをやらしてもらうて、余りね。けど残念なけどね、何回もいうようにもう来んなったがやき。釣る餌がだんだん少のうなっけきよき、ほんでいつまでもとは自分は思うちょらん。思うちょらんきに。けど今やれる間によ、方向転換考えないかんと自分は思う。ほんで自分はね、カツオがいかなったら、ほいたらこれやねや、あれやねやいう思いを持ちちょう。ほんで、うちでも言うが。けどもう自分が沖へ行ってやるわけやないと。おまえらがやるかやらんかやというて。

ほんでね、自分まあこれも自分が言うかどうかとも思うけどよ、何回も聞いてもらうようにね、漁業の問題やない。いかにして動物性タンパク源、そりゃ、なんちゃあ牛もおる、豚もおる、鳥もおる。けどはや鳥は宮崎でも問題が出てきよるわね。それから牛にしても豚にしても、もうチリ以下南米らで取れるアンチョビがどんどん少のうなっけ、値段が高うなっけという問題。ほんで自分は、去年の水産白書らもよ、日本の漁業は養殖や養殖やいうきね、ほんで自分、企画の課長さんに聞いた。課長さん、餌の問題どうしますか。肥料の問題どうしますか。ほいたら穀物いう。ああ、こんなレベルの話したちいかん思うたき、自分はもうせぎった。穀物そのものにも問題が出てきてよ、1 キロの肉作るに 10 キロも餌やらないかん。10 キロあったら人間のその穀物食べたらよ、一人やったら 10 人食べれるに。そんな問題が現実に自分はあると思うきによね、ほんでまあこの質問もさしもらうた。ほんでそういう中で、まあ先ほど町長、同僚議員の質問のときにね、百姓さんにとったら田んぼや、畑や。漁師にとったらね資源の問題もあるけどね、自分はやっぱり船がないとよ、なんぼ沖へ行きたいいうても行くことできんがやき。いうように自分は思うきに、この質問さしてもらうたがやけど。まあ、もうこれからは自分は言うたらまた妙なんなるきね。けど、現実に船造りようもんもおるがやきね。これは。それを自分はよ、課長が心配されるように、ほいたら誰が責任持つとか現実にある。けど自分はね、責任持つがが嫌やき、嫌やきいうてみんなが、自分の言うことは大げさなけどよ、逃げよううちに食べるもんがないなっけしもうたいう問題に通じるようなことを自分は考えるきに、ほんまに残念な。あのね、こういうこと言うがは、黒潮町漁業の中で。残念なと思うぜ。けど、自分はやっぱり方法があったら。ほんで自分はもうかる漁業のあれも言わしてもらうたがもよ、これね、例えばの話。黒潮町でつくってね、ほんでもうかる漁業は事業主はよ、協同組合やき。日活さんとかよ、それは。そういう仕組みの中で、ある面ではいかに食糧を確保するかいう問題。

国も輸入業者もおるし、それから食糧の輸入業者らもおるしよね、それから先にも聞いてもらうように、なんちゃあ自動車どんどん売ってから買うたらええいう一つの部分もあるき、表へは出さんけどね、自分

はこのもうかる漁業らあもよ。そりゃ漁協いう組織の存続いうこともあるろうし、もう一つは国として食糧を確保する手段。そういう部分、自分が国の人間やったら自分そういう考え持つね。まあこんなこというてももういかんき、はい分かりました。

そしたら次の3問目にもう時間がないなってきたけど、まああの危機管理についてですが。

ここへも自分書かしてもらうちょうようにね、9月に御嶽山、それから先月は阿蘇山とか。マグマにかかわるが噴火が起きて、ほんで去年から小笠原西の島ね。この間テレビでもやりよった。普通海底火山の場合は、岩石が安山岩かね、玄武岩か、そんなががあそこの西の島のがは本来やったら陸地の山で出てくる岩石があこから出てきよるいうて。それが1年も続きよるといこと言いよる。現実に続きよるわけ。ほんで、まあこれも9月にあれしたことやったけどね、自然災害がよ、東北のあれから後、どんどんどん多なってきたよる。ほんでそういう中で、まあ町も、これ地震の関係、津波の関係らで片田先生とか、東北の人においでいただいているいろいろな話を聞かしてもらいよる。それは自分ええと思うがよ。

ただ、そういう講演に出席をしてなかった人らあよね、ようせざった人らあへの取り組みはどんな取り組みをしておいでるかいうことをお聞きします。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは明神議員の一般質問、危機管理についてお答え致します。

まず1番目の、地震対策以外の災害に対する取り組みに関するご質問でございますけれど、地震等の災害に対しては、まず黒潮町地域防災計画の震災対策編に基づいた取り組みを行っております。また、その他の災害につきましては、黒潮町地域防災計画一般対策編に基づいた取り組みを行っております。

黒潮町では火山噴火による災害の発生は想定されていませんが、東日本大震災や各地で発生している土砂災害等の教訓から、災害対策基本法や土砂災害防止法が次々と改正をされており、現在それに対応した黒潮町地域防災計画の見直しをしているところでございます。

また、これまで以上にそれぞれの地域の実情に応じてさまざまな災害に対応できる地域づくりを目指して、集落ごとの地区防災計画の策定を目指して、7月から12月までに29回、参加した人の数は828人でございますけれど、そういう説明会を開催してまいりました。地区防災計画というのは地震津波だけでなく、あらゆる災害に強いコミュニティーをつくっていくことを目指していく取り組みでありまして、2年ないし3年間ほどかけてこれから作成していく計画です。ただ、計画を策定するかしないかはそれぞれの地区の判断に委ねられています。

現在までの状況というのは、計画策定を決定したのは28地区、検討中が14地区、計画を策定しない地区が3地区、未回答が16地区となっております。

町の方では、今後も地区から要請があれば説明会を続けるとともに、策定を決めた地区については、防災地域担当職員を中心にして地区との策定協議を開始致しております。

防災講演会等に参加しない方への危機管理対策。これは、防災教育とか啓発のことだと思いますけれど、それをどのように推進するかのご質問でございますけれど。講演会等が開催される場合は、講師の許可がいただける場合、できるだけ多くの講演会をIWK放送を通じて広く町民の方々へお伝えしていきたいと考えております。ただ、講演会だけが地域住民の防災意識を高める方法であるとは考えておらず、先ほどご説明をしてまいりました地区防災計画の策定など、それぞれの地域で地域住民自らが参加できる防災への取り組みを推進していくことが、結果的に地域住民の防災意識を高めることになるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

明神君。

10 番（明神照男君）

はい分かりました。自分お聞きしたのはね、大体あのほら講演らに来る人も大体同じ人が来るがよね。言うたら、聞く人。関心の強い人とかね。それと地域、部落らで説明会しても、大体そういう傾向が強いがやないろうかと思う。問題は、あんまりそういう心配せん人らあ、参加せん人らあ。やっぱりそういう人らあに対する取り組みが、町長がおっしゃる、できたらその震災うか災害から一人も犠牲者を出さんいうことにつながるかとやないかと思って、ほんでまあお聞きしました。分かりました。

それで、まあこれ2番目の、先にもちょっとウィルス、宮崎のね、その鳥の問題を聞いていただいたがですけんど、今問題になつちようこのエボラの熱よね。まあまだ日本には入ってきたあれはないよなけんど。けんどほんまにいつどうして、まあ正直な話、私事やけんどね、やっぱ自分東京行ったらね、やっぱそんなことが心配になるわけよ。

ほんで、これもそれこそ想定の話やけんど、もしそんな問題が出たときに、町としたらどういう取り組みをお考えになっておいでるかという質問です。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

明神議員の一般質問の危機管理についてのうちの2番目のご質問、エボラ出血熱対策等について、通告書に基づきお答えします。

議員が心配される、国内にエボラ出血熱のウィルスが侵入した場合の、エボラ出血熱の本町の対策につきましては、黒潮町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、対策を講じることになると考えております。この行動計画は、病原性の高い新型ウィルス等への対策を念頭に置きつつ、発生した感染症の特徴を踏まえ、病原性の低い場合などさまざまな状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

行動計画で規定されている新型ウィルスエンザ等につきましては、感染症法第6条第7項および第9項に定められており、この規定によりエボラ出血熱につきましても、第9項による新感染症の定義である、人から人に伝染すると認められる疾病であって、新型インフルエンザと同様に国民の生活および健康に重大な影響を与える恐れがあるものと同等である旨の解釈を行い、この行動計画を基本として国や高知県との連携を図りながら対策を講じる必要があるものと考えております。なお、この行動計画につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月に制定されたこともあり、平成21年度に作成されている黒潮新型インフルエンザ等対策行動計画を今年度改定することとして、現在改定の作業を行っているところです。

改定した場合は、この特別措置法の8条第6項の規定の定めることにより、議会に報告するとともに公表しなければならないこととなっておりますので、作業の完了後、議会にご報告することも予定しているところです。

以上です。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

10 番（明神照男君）

はい、分かりました。自分どんななつちよるかな思うてね、お聞きしたがで。

それで次の3問目。

まあ、自分東京へまあたまに行ったとき、まず思うがは、亡くなった東電のね吉田さんの証言。ほいたら高知の門田さんという方が本にも書いちゃうけど決死いうかね、そんなあれで、まあ問題解決いうか、処理をやってくれちゃう。ほんで東電さんの今の従業員、まあ下請けいう話やけど。その人らあにしても一所懸命やってくれよという思い。ほんでうちらでも、まあこれも自分毎回みたいに聞いていただくがですけど、その伊方原発の再稼動の問題ね。そう思いよったら鹿児島県の川内が、川内原発が来年稼動するかも分からん。恐らくするようになるろうね。ほんでそのときに、委員長、島崎さんは、委員会は安全性を認めたのではなく、安全という基準を満たしておることを認めたのだと。安倍首相は、委員会が安全性を認めたとき、ほんで動かすという話。ほいたらもし事故が起きたら、これ、もしやきになかなか仮定の話、想定外いうことになってくるかも分からんけどよ、誰が責任を持つがやろうかと。

ほんでそれこそこれもね自分、その10月のあれもよね、自分が言うたのは、海も3年で自分ら安全なき、カツオも取らしてもらいよう。気仙沼、東北もどンドン復旧しよるがやき。それは心配ないと。ただ、今年の福島の汚染水が漏って後からはいろいろな問題が出てきだしたきよね、こんなことが続くとよ、自分ら心配になる●も心配しだす。ほいたら行きとうても行けんなるきによ。行けんだったら捨てなあいかなるき、そうならんようにやってもらいたいと自分は聞いてもろうたががああいうことになったわけで。ほんで自分、この川内。ほんで自分はうちでも、まああのときも自分言わしてもろうちよう。自分はもう三陸は怖いと。今のままやったらぜ。ああいうことが続くがやったら怖いと思うきに、ほいたらいう思いやった。けど今度はその川内の原発が動きだしたら、最悪の場合、もしかしたらああいう問題が起きてくるかも分からん。そうなったときにね、自分はあそこはよ、潮の流れが北へも上るし、それから南へも出てくるがですけどね。

(議長から「明神君、残り時間が1分切りましたんで」との発言あり)

いうことで、ほんでその町長に、もしそういう問題が出てきたらどういうお考えですかいう質問で。これは事務局長、ここへは載っちゃらんけど、自分質問に出しちよったがやけん、回っちゃらね。いうことの質問です。

議長（小永正裕君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは、明神議員の危機管理についてのカッコ3についてお答えします。

ご質問の九州電力川内原子力発電所1、2号機は、9月10日に原子力規制委員会から初めて新規制基準に適合を認められました。10月28日には立地自治体の薩摩川内市長が再稼動への同意を表明され、11月7日には鹿児島県知事が再稼動への同意を表明されましたので、九州電力は来年の再稼動に向けて手続きを進めていると認識しています。

ご質問では、最悪の場合の漁業の町の対応を問われております。黒潮町としましては、これまでも答弁してきましたように高知県地域防災計画の伊方原子力発電所の事故を想定した、原子力事故災害対策に沿って検討を行い、黒潮町地域防災計画を見直すこととしておりますが、現在、計画書はまだ作成されておられません。来年3月防災会議に諮るべく、策定に取り組んでおります。

なお、東北大震災の折、高知県土佐湾沖のカツオの放射能検査については、高知県が平成23年7月から平成24年12月まで放射能検査を実施しております。そのとき一度だけ、2.17ですか、セシウムが2.17出ております。それは基準値の46分の1、基準値をセシウム100とした場合の基準値でございますが、2.17が1

回出ただけで安全となっております。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで明神照男君の一般質問を終わります。

議長（小永正裕君）

この際、15時40分まで休憩します。

休 憩 15時 21分

再 開 15時 40分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮川徳光君。

12番（宮川徳光君）

では、通告書に基づきまして一般質問を行います。

今回の一般質問では2問について質問するわけでございますが、今回の一般質問に先立ちまして、自分なりにこの3年と8カ月ぐらいですか、その間にどういったことについて一般質問したのかなというふうにちょっと振り返ってみましたところ、皆さんも各議員さんもそうであったように、まず防災対策が一番多く取り上げておられて、6回一般質問させていただいております。

その6回の中で一番多かったのが、この高台移転についてでございますが、4回取り上げさせていただいております。といったことで4回の中でもですね、23年の6月が定例会としては1回目でしたけれども、新米議員でありました関係で、ちょっとよう一般質問には至りませんで、一般質問を最初させていただいたのは9月の定例会ということになりましたが。

そのときの初っ端の質問で、この今回の第1問目の町づくりについてという質問事項のカッコ1番ですね、この上から3行ぐらい、町づくりに対する町民の考え方は、東日本大震災と大津波による甚大な被害を目の当たりにし、大きく変わったといった文言はそのときの出だしの文言のままでございます。といいますのは、これから質問させていただくことは、この3年8カ月の間に4回も取り上げさせていただきましたけども、その中で、遅々として進んでいないというふうに感じておりますので、同じ案件について5回目の質問となったわけでございます。

先ほどの文言に加えまして、町役場本庁舎については高台への移設が決まり、それに向けての作業も順調に進んでいるが、震災時、津波の被害が予想される地区をはじめとする当町のあるべき姿と、それに向けての工程を問うとしております。

まず、お答え願います。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮川議員の思いを込めたご質問だと思いますけれど、町づくりについてのご質問にお答えしたいと思います。

震災時、津波の被害が予想される地区をはじめとする当町のあるべき姿と、それに向けての工程を問うという内容のご質問でございますが、まず、防災の切り口で町づくりを考えた場合に、基本的には、第1次黒

潮町総合振興計画の第2章第2に書かれております、安全・安心のまちづくりの時代にまとめられている内容をもって、それぞれの課題に対応する町づくりを進めることが、黒潮町のあるべき姿につながるものと認識をしております。

それをより具体的に施策に落とし込もうとしているのが、黒潮町南海トラフ地震津波防災計画の基本的な考え方ではないかと思っております。

この中では、最大想定津波高34メートルの町で、犠牲者ゼロを目指す17の指針を示しておりますので、それぞれの項目を、さらに実施計画まで仕上げていくことが必要ではないかと考えております。

そのためにもまず大切なのは、行政と住民が協働した町づくりであり、決して行政だけの取り組みにせず、それぞれの地区で住民自らが、どのような将来像を望むかを明らかにすることが大変重要なことだと考えております。

そこで、先ほど明神議員のご質問にもお答えしましたが、今年度の7月から、全町的に地区防災計画の説明会を開催しておりますが、この地区防災計画を作成する本来の目的は、地域の防災力を高めて、地域コミュニティの維持と活性化を目指すところにあります。計画はこれから2年、3年かかると思いますが、この中でしっかりと考えていきたいと思っております。

黒潮町のあるべき将来像というものは、第1次黒潮町総合振興計画第1章の、黒潮町のまちづくりの基本的理念と将来像で公式な考え方が設定されていますので、地区防災計画の中では、より具体的で町民の意向を踏まえた、町のあるべき姿が明らかになるのではないかと期待をしています。

なお、地区防災計画の中ではですね、仮に津波で破壊された場合の将来の地区の継続について、地域コミュニティ継続計画についても検討していただくように説明をしているところでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

はい、どうも。今の答弁、そのとおりじゃと思うんですが。

私の問わんとするところはですね、もう少し高台へ、住宅の高台移転のことについてですね、どういうふうな構想を持っておられて、それに向けてのどういうふうな工程というふうなことを聞こうとしたのですが。

まあ、若干この質問が大雑把な質問となっておりますので、再度その点についてお答え願います。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

住宅地の高台移転について、より具体的な計画、あるいは工程を示すというご質問だと思うんですけど。この課題については、黒潮町南海トラフ地震津波防災計画の基本的な考え方の中で第7の指針として、安全な住宅地の形成。高台移転等について積極的に進めるというふうなことが書かれておまして、先ほど紹介しました総合振興計画の中にも明確に方針は出されております。ただ、具体的な事業を実施するとなると、実現性について、今、いまいち方向性が見つかっていないというのが実態でございます。新聞等を通じて情報が少し入っていると思えますけれど、出口地区という所をモデルにして、防災集団移転促進事業という国交省の制度を使った勉強会というのを昨年度からやってきました。この勉強会においては、高台移転というのが一定の事業を使って具体的にどのようにできるのか、あるいはどういう課題があるかを整理するための

勉強会でございまして、さまざまな角度から事業検証してきましたけれど、やはり一番の大きな問題は町が財政的に持たないというところで、一定のこの事業を使った現制度での結論というのは出たんじゃないかと思います。ただ、その事業、現制度では、その事業を使ってはなかなか不可能だけれど、どなたが考えてもですね、やはり、事前に安全な所の住宅地の形成というのは必要であるということで一致しておりますので、ではそのほかにどういう方法があるのかというところは、さらに勉強会を続けていく計画でございまして。

一方、地区防災計画でお願いしているのは、それぞれの地域の方がですね、お金がないからできないというところを除けてしまって、仮に被災した後、自らが住んでいる地域をどのように再生したいかというところを考えていただくものでございまして、その両面で検討を進めて、具体的な将来像をこれから探っていくようなことが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

23年の9月に庁舎が高台へ移転ということが決まったということを受けて、町の将来設計はというような問いをしておりますが。その次の24年の6月に、高台移転への環境整備を急がなければならないということで質問をして、答弁は、町長の方から手法については3つあると。まず、現行の補助スキームを活用し整備した後、総事業費から補助分を差し引いて実質的な町負担分となる非補助分について、面積割等で地価を確定し、受益者に負担をいただくが1点。

それから次に、既存の国営農地等の規制を外し住宅地として再整備する手法だが、規制の除外等の大きな課題がある。これが2つ目。

で、3つ目に集団移転ですね。集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律を適用した手法。

この出口で検討されたのも3番目の手法だと思われまじくても、現状、被災していない所が、全国的にいますか、そういったことをするのはこの間の新聞で結論ですかね、これは。出されてましたけれども、負担額が大きくて困難。これは理解できるわけで。

当初からこういったことを要望は、要望いたしますか提案はしてなくって、今言った、1番目と2番目の部分ですね。例えば今高台に、入野地区いますか、錦野とか緑野団地があります。そういった住民に土地から購入をしていただいて、そこに家を建てていただく。まあ、数も大きくないかもしれませんが、先ほどの話に戻りますと、みんなが一緒にどんと上げるのは経済的負担いたしますか、税金ではとてもできない。それし、今現状ではそれだけの土地の確保はできんと思うがです。入野も大方地区も佐賀地区も。特に佐賀地区の場合は、その土地の確保が難しいように私には見えるがです。それでもまあ、そういった方法とですね、例えば再三質問してますけれども、既存の国営農地。高台にある国営農地とか、弘野にあります県の土地なんかについて、そういった道に活用できることはないかという質問もして、公的な所で働いているというような答弁をもらっておりますが、その辺についてちょっとお聞きします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、ご指摘いただきましたのは1番目と2番目の整備手法についてご答弁させていただきます。

まず、一つ目はですね、現在佐賀で整備さしていただきました白石団地。あれの整備手法でございまして。

これにつきましては、現在適用しようと思えばできないことはないです。というか事業としてあるわけですから。しかしながらですね、当町が抱える広範な面積、それから広範な対象。こういったことを考えますと、いくら補助事業といえどもですね、満足していただけるだけの住宅区画数をご用意させていただくとすると、現行法で適用するとまず町財政が持たないと思っております。よって、今の社会資本整備総合交付金のメニューの中の、例えば拡充であったりとかですね、こういったことは提言させていただかなければなりません。これについてはもう少し理論武装する時間がかかると思います。

それから農地の再整備でございますけれども、こちらにつきましては、いわゆる南海トラフの特別措置法の中でですね、農地の例外適用の項目もありますが、これはあくまでも集団移転促進事業を適用した場合に限るということになっておりまして、抜本的に農地法が改正されたということにはなってございません。じゃあ農地は使えないのかといいますと、農地にもいろんな種類があるので一律には言えませんが、例えば、補助事業が入った大規模な集団の農地ですが、こちらについてはまずほぼ不可能だと思います。しかしながら絶対できないと言われるとですね、多額の補助金返還を伴うのであればそれも不可能ではないかと思っておりますが、農地開いたときに受益者の方にいただいたご負担、それ以外はすべて補助金ということになっておりまして、びっくりするような額の返還が伴うので、これも現実的な選択肢のテーブルに乗らないと思っております。そういったことを考えますと、現実的なのはですね、今、佐賀で整備したあのスキーム。あれを全町的に広範な所に対象として整備をさせていただきたいので、もう少しその基礎自治体の負担の軽減ができるような制度改正をお願いする。こういったことを積極的に提言していくのが現実的ではなからうかと思っております。

それから、ずっとこれは国にも言い続けてきたことですが、自分たちが最も言ったのはですね、防災の集団移転促進事業、出口で検討しましたこの事業と、それから現行の整備スキーム、いわゆる白石団地の交付金事業でのスキーム。これにはそれぞれ優位点がございまして、一つは制度導入がしやすいのは交付金事業であると。それから、集団移転に関しては制度導入非常に難しいんだけど、移転者にとっては非常に経済負担が軽減できると。で、両方の優位点をそこまで求めないので、その折衝案というか折衷案といいますか、両方の優位点を少しは犠牲にしながらも、その真ん中ぐらいの制度を作っていただけないかということ、これまでも散々繰り返し申し上げてきたところでございます。

今回、このいわゆる内閣府の示した新想定においてさまざまな動きがございまして、そういった検討もされた上で、南海トラフの特別措置法が出てきたという経過がございまして、今直ちにですね、さらに新しい制度が、提言によって作り上げていただけるのかどうかというのはまあ非常に厳しい状況であろうかと思っておりますが、こういった自分たちが抱えている根本的な課題ですね、こういったものの解消施策としての政策提言はこれからも続けてまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

はい、どうも。

今の答弁の中でですね、白石団地を例に挙げて説明していただいたわけですが、白石団地の手法を用いて、当町にそれで高台への宅地の確保をした場合、どのくらいの何いいますか、面積が確保できると予想されているかがまず1点と。

それと、さっき弘野の県の土地のこと、それが2点と。

ほんで、国営がほぼ駄目だろうという話ですが、今年の5月に議員の研修で、東日本大震災の被災地の3

年後ということで研修に行かさせていただいて、現状を見るに、元浸水した所には宅地は建てれないということで、法的にですよ。法的にそういうふうなことにして、今現状で高台の土地を切り開いて、その切り開く土でもって浸水区域のかさ上げをしているという所がほとんどいいですか、まああまりにも仙台市の方では浸水した面積が広くてですね、そういったこともそういう動きも見えてないともありましたけども。

何回も繰り返しますけど、一斉に上げるということはまず不可能だと私は認識しているわけで、それでも少しずつでも上げれば、高台へ家があるということは住宅地だけでなくほかの設備も、庁舎をはじめ公共施設も上がっていくわけですので人的な被害も少しでも軽くなるし、震災後の対応もよりしやすくなるんじゃないかという思いから質問しておりますが。

再度、その3点ですね。国営が駅目というかと、白石団地のスキームで面積はどのくらいかというやつと、県の弘野の土地について答弁願います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

そのまず、1番目と3番目ですけれども、国営農地にしろですね、県の土地にしろですね、さまざまな規制が掛かっておりまして、これに手を出そうとするとですね、相当の時間と協議を要することになります。こちらは本格的な協議にはまだ入ってはいません。

それからもう一つ、2番目の白石団地のスキームを適用したときにどのぐらいのものになるのかというのは、ちょっと数年前の事業、工事实施が数年前の事業でして、細かな財源の割合というのはちょっと手持ちを持っておりませんので、後ほどお示しさせていただければと思いますが。

あくまでも補助事業でございますので、その裏には必ず町の持ち出し、真水の支出が伴うわけでございます。それを考えると、大規模なその住宅地を町内の複数個所設けるということになると、これは非常に適合難しいということですよ。

それから議員からご指定がありました、一遍に大規模なやつではなくて、まあ例えば地区内ですね、高台を有していてまあ4、5軒のスペースがあって、そちらの方へまあ宅地として再整備を行うといったようなことはですね、非常に現実的な路線だと思っておりますし、非常に有効な一つの選択肢だと思っております。

出口の勉強会で、その防集の適用は非常に難しいという結論を出しましたが、勉強会の継続はお願いさせていただいております。地区からも了解を得たと自分たちは認識しておりますが。その中でですね、しっかりとその整備スキーム。その法的な解釈とかですね、いろんなさまざまな制度というのは行政側にお任せいただく分野かと思っておりますけれども、例えば、その地区のどこにどういった規模で住宅地を整備していくのかというのはですね、これ単純に行政がそこに土地があるのでばつと整備しましょうということではなくて、しっかりと地区内のコンセンサスも整わなければなりませんし。あと、居住環境が変わるわけですから、その地区内のコミュニティーどうするのかと。ここまで踏み込んだお話し合いをさせていただく必要があろうかと思っております。それはこの今後継続させていただく勉強会の方で、少し住民の皆さんからもご意見賜りたいと、そのように思っております。

なお、この勉強会にはですね、被災地の復興事業に携わっております東京大学の羽藤先生。情報防災課長の人脈でですね、ご参加いただいております、今後も継続的にご指導がいただけるということになっております。そういった中で、行政としてスキーム的にどういうスキームが望ましいのか、そしてその理論武装。こういったことをお手伝いいただきながらですね、しっかりと国の方へも提言をさせていただくと。つまり現行法。今ある、テーブルの上に乗っている選択肢としての制度では、それを全部適用することは、そ

れぞれに非常に難しい理由がありますので、そうではない、自分たちのような広範な浸水面積を有していて、そこにかかなりの戸数の住宅があると。こういった市町村が対応するにはどういった制度が適切なのか、こういったことの協議にはもう少し時間がかかります。

議長（小永正裕君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

はいどうも。

町の行政サイドいいですか、執行部がすごい頑張っているいろいろやってくれているというのはもう分かっているんですけども、今の答弁を聞いてもですね、その 24 年の 6 月に 2 回目ですね、その時の答弁によく似ているという。それは現状そうであるから仕方がないのだろうとは思いますが、よく似ているなあという感じがあって、将来像というか、町長、執行部が考えている。なかなか全員を上げられるだけの土地があって、というわけではないので、すごい答弁に危惧（きぐ）されているのだとは思いますが、かといって無理なものをいつまでも可能にするようなことを考えても、無理はもともと無理などがあるかもしれませんので、そういった条件の中で、どういったところに、どういったところを目指すのか。

まあ、その一つが私なりに思うに、土地を構えて、各自そこへ家を建てたい方が選択肢の一つとしてそこへも行けるような形をぜひ取っていただきたいと思っているわけですが。

先ほどの答弁にもありましたけども、その点についてちょっと確認させてください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

これは課長も答弁で申し上げましたけれども、安全な場所にですね、住宅地の形成を目指すという方向は一切変わってございません。しかしながら、そこで本当に実現可能性のある制度適用ができるのかどうなのか。これが非常に難しいということになっておりまして、難しいのであれば適用できる制度を作り上げていただかなくてはならないというのが、自分たちの基本的な認識でございます。

それから、もう一つですね、自分たちが危惧（きぐ）しているのは時間の制約ですね。地震が来るまでに通常で言いますと 90 年から 130 数年ということで、その時間制約もございしますが、もう一つは人口流出の問題。これは新想定以後、当初から申し上げております震災前過疎の問題でございます。これは、あの新想定が出たときに非常にインパクトがありまして、まあ幾つか残念ながらそういう事例も出てまいりました。しかしながらですね、今ちょっと終息期にはありますけれども、今度その個々のお住まいのですね住宅更新期を迎えられた場合に、果たしてその居住地として当町をご選択いただけるのかどうなのか。こういった問題も抱えてございます。そのときに、理想は地域内にお住まいになっていただくことが理想ですけれども、その地域内でその建設しようとする方ですね、お求めになられるような条件の土地がない場合。そういった場合に、少なくとも町内をご選択いただけるような住宅地の整備を早急に掛からなければならぬと思っておりますが、こちらにつきましても前段申し上げましたような理由から、直ちにこの事業スキームで、直ちにここへ、この場所へ適用を図るといったところまでの協議が進んでございませんし、この協議をするにはもう少し掘り下げた議論が必要でございます。

議長（小永正裕君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

その間いの中にですね、ちょっとあるべく姿の話はちょっとぼやけたような答弁に私には聞こえるわけですが。

いろんな作業があって、それを順次こなしていくというお話ですが、それについての工程は分かっておれば教えてください。

議長（小永正裕君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

工程についてのご質問でございますけれど、工程として今町に存在するものは、平成 29 年度までの第 1 次黒潮町総合振興計画。そして、その具体的な施策に落とし込むため基本的な考え方の黒潮町南海トラフ地震津波防災計画の基本的な考え方の工程上ではですね、最終年度を平成 47 年度というふうに設定はしておりますけれど、それ以上の細かい具体的な、この安全な住宅地の形成に関する工程というのはですね、現在のところは残念ながら存在しておりませんので、今後短期計画、いわゆる 3 年ぐらいの事業を視野に入れた計画にどの時点で落とし込めるのかですね、制度を選択する中で決めていくしかないかなと思っております。

これは土地を構えてとおっしゃいましたけど、土地を構えることが非常に難しいことです。その構えるために事業費が要りますので、それを 3 年ぐらいの実施計画にいつの時点で落とし込めるかが非常に難しく、今後 5 年ぐらいの中期計画を設定して、できるだけ早く 3 年ぐらいの事業計画を立てていくという努力が今後必要ではないかと考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

はいどうも。

話はちょっと元の方へ戻るかもしれませんが、その高台の宅地に適している土地は、この大方地区で言いますとほとんど国営農地になっている。これが活用できんとなると、なかなか高台の土地を構える。まあ、その国営農地だけで全部の土地があるとは到底思えませんけども。その土地を利用せずにほかに土地を構えるということになると、これまた大変なことになると思うのですが。

ぜひですね、これは例えば震災、被災後、例えばですが、この入野地区なりが亡所なった場合は、その国営農地、農地法が何とかいうような話はなくなるんじゃないかというふうに安易に考えておりますけども。何でもこう事前にそっちの方へ切り替わっていけないのかなというふうに思っておりますが。

町長も土地の確保については同じような考え方だと思うわけですが、そちら、国営農地、弘野の県の土地とかいったものの規制を最終的に取っ払うようなことに向けて、頑張る気持ちがあるかないか聞かせてください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほども申し上げましたように、これまでの国との折衝の経過を踏まえますと、国営農地の宅地化というのは非常に厳しいというのが自分の認識でございます。

自分も国の方にですね、折衝しながらも自分自身の判断であっても厳しいだろうなど。いうのはですね、先ほど申し上げましたようにほとんどが補助が入っておりまして、受益者負担というのはほんと一部でござ

います。それ以外の補助金というのは、国がくれた補助金というのはすべて税金でございまして、いわゆる税金を投入して農地を作ったということでございます。それが、地価が跳ね上がるような宅地に再整備をするということになりますと、当然のことながら個人の資産形成ということになりますので、それはかなりハードルは高いだろうなというのが、自分の基本認識でございます。

それからもう一つ、被災前と被災後でございますけれども。被災地に被災地特例がございまして、例えば農地法の特例とかが適用できるようになっておりますので、一律です、被災前の黒潮町と被災地の例です、比較するのはちょっと無理があるのではないかと感じております。

議長（小永正裕君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

これまでの何回かやってきた中で、ちょっと一番国営農地に関しても県の土地にかんしても無理ではないかというような答弁。無理というような言葉が出てきましたので、ちょっとがっかりしておりますが、これからは一生懸命それに向けて頑張ってくれるということは信じておりますので、いい方向に向かうように頑張っていただけたらと思います。

続きまして、2問目の方へいきます。

2問目はですね、先ほど、この3年8カ月の間にいろんなことについて一般質問させていただいたのですが、この自然が元気というのはまあ一昨年の末、年度で言うと末ですね。25年の3月と、同じく25年の6月に続けて取り上げておりますが。これを回数的に言うと、もっと産業振興の食品加工とかいったものとかですね、公共交通なんかを回数的にはそちらの方が多いのですが。この問題、自然が元気の問題いいですか、課題もですね、これすごい大きな課題だと思っております。町民の中にも、十何年来地道にこのことについて活動されている方たちもおいでますし、また、新たに取組まれているグループもおいでるわけですが。その方たちの取組みだけではですね、目的の達成にはなかなか長い道のりになるのではと思っております、ぜひ町にも取組んでいただきたいと思っておりますの質問です。

通告書にですね、町の将来像として掲げている自然が元気を達成するための施策等について、再度その関連事項について質問します。

先の一般質問の中で、自然環境に対する現状認識や、それらへの対策も聞かせていただきました。

昨年6月の時点では、町長より当然取り組むべき課題としながらも、防災対策等により時間的猶予が欲しいとのことであったが、その後の取組みと今後の展望を伺うとしております。

まず、お聞かせください。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

宮川議員の質問に、自然が元気に向けてについて、通告書に基づきお答えします。

昨年6月の議会では、環境施策の中の生活排水対策が主なことでしたので、生活排水について取組みと今後についてお答えします。

まず昨年6月以降の取組みですが、環境浄化微生物の普及啓発の取組みとしまして、環境浄化微生物の講習会を平成25年度は8月、11月に、えひめAI講習会を、7月にえひめAIボカシ作り講習会を開催しました。参加者は延べ人数で59の方が受講されております。また、平成25年11月には香川県高松市で行われた四国EMフェスティン香川2013に、町のマイクロバスで8の方が参加され研修をされております。

平成26年度は、9月にくろしお元気AI講習会を開催し、22の方が受講されております。今年度は講習会1回しか開催しておりませんので、年度内には講習会を開催したいと考えているところです。

次に、団体への支援等についてでございますが。黒潮町EM菌バイオセンターは従来の取り組みを継続して、高知県漁協佐賀支所女性部に委託を行い、有用微生物群EMの培養、販売、普及啓発等をしていただいております。培養したEMは家庭での使用のほか、学校プールや水路への投入により環境浄化に役立っており、ところでございます。

平成26年度から活動を開始されました黒潮エコクラブに対しましては、活動を開始するために必要な機材や材料の購入のための補助や、旧早咲保育所での製造などへの支援を行っているところです。黒潮エコクラブにおきましても普及啓発に取り組んでいただいております、製造しましたくろしお元気AIの家庭での使用により環境浄化に役立っており、ところでございます。

次に、合併浄化槽についてでございます。合併浄化槽の普及としましては、従来から合併浄化槽設置整備補助金を交付することにより進めております。平成25年度は設置した合併浄化槽33基に対し、総額で1,207万4,000円の補助をしております。平成26年度も設置する合併浄化槽32基に対し、総額で1,207万円の補助を予定しているところです。

今後の生活排水への取り組みとしましては、引き続き合併浄化槽の普及を個人住宅への合併浄化槽設置整備補助金を継続することにより普及を図ってまいります。また、環境浄化微生物の普及啓発にも取り組んでまいりますとともに、活動されている団体との連携支援を継続してまいります。

いずれにしましても、環境を守り改善していくには継続した取り組みが必要であります。町としての取り組みも必要ですが、町民の皆さまの環境に対する取り組みや意識も重要になってきますので、これからも普及と啓発を進めながら、町、町民、また活動されている団体と連携して継続して取り組んでまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

今の答弁をいただきましたけれども、何か、まあ私の質問の仕方が悪いんですが。

町のですね、今の自然環境に対する認識と、それをどうしたいのかというのをちょっとお聞かせください。

議長（小永正裕君）

住民課長。

住民課長（金子富太君）

町の自然環境に対する認識ということでございますけれど。まあ町の自然環境、黒潮町は山もあり海もありですけど、山も方の植林とかそういうことの維持管理も当然必要なんですけど、それから流れてくる川であつたりとかですね、また海岸であつたりとかには、昔であればですね、人工的なものとか化学製品等が少なく、時間がたてばある程度分解されていたところですけど、今は化学製品等が多くてですね、浜とかにも打ち上げられたりもしておりますし、川の流れのところにもかかわってくるというような、以前と比べると環境は悪くなっていると思います。そのような取り組みに対しましては、入野松原保存会の方とかをはじめとしまして、春と秋ですけど環境保全ということで、ごみの収集とかに町民の方も皆さん取り組んでいただいております。

また、今年の台風時のときにはですね、町の方におきましても業者の方に委託しまして、海岸に寄せたご

み等は処分とかをしてきたところでございます。

町の環境が良くなっているとかいうような、まあ自然環境が良くなっているとかいう認識は持っておりますんですけど、まあいずれにしても町独自ですね、すべてをやっていくということはなかなか難しいことではございますし、また生活排水等につきましては、特にそれぞれの方ですね、意識の中でまた変わっていくところもありますので、これからはですね、町民の皆さまにはご協力をお願いしたいと思っております。

議長（小永正裕君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

1回目で、自然が荒廃している、その自然の回復に努めていきたいと思っている、という答弁だったがです。ほいで2回目で、町長の方から自然が元気に対する取り組みは当然やるべき課題。しかしながら、その地震津波の新想定によってですね、いろんなマンパワーが不足している状況もあり、もう少し待ってくれという答弁だったわけですが。

今の認識、ちょっと認識。ちょっと話が、この2問目の冒頭にですね、さっき明神議員さんがいろいろその自然環境のことについて述べておられてですね、自然が元気でないと。川も汚れて魚が住めるような状態でない。この自然が元気になるのが一次産業の活性化に必要というような意見も述べられておりましたけども。その今の状況の認識。

ちょっと町長に聞きますが、当然やるべき課題だというその言葉の意味ですよ、かなりそのしなければならぬような状態になっているということでこういう言葉使われたと思うんですが。

そこのあたり、ちょっと教えてください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

取り組まなければならない課題というのはですね山ほどありまして、その中でも優先順位を付けてどこにどういった予算配分を人的配置をしていくのかというのが、総合的に自分たちは検討を重ねているところなんです。

やってるふりはできるんですけども、やるならば効果を出さなければならないと思うんですが。そうなりますと、推進体制がまず必要ですし、効果がしっかりと発現できるようなプログラムが必要であるということで、そのさまざまな協議とかですね、さまざまな財政的な整合性。こういったものをそろえるに、今少し業務が煩雑になっておりまして、少し整理させていただいた後に取り組まさせていただきたいという主旨で答弁をさせていただいたと思います。

当時、多分いつということは申し上げられませんがという答弁だったかと思います。すべて防災ですね、言い訳するつもりはまったくございませんで、環境施策は環境施策としてしっかりやっていかなければならないんですけれども。例えば避難道造ったり、避難場所を造ったり、避難タワーを建てたりというのはですね、どうしても行政がやらなければならない。住民の皆さんに、割り勘で避難タワーを建ててくださいなんてことはできるわけないですから。そうやって行政がどうしてもやらなければならないと、そして社会情勢、そういったものを勘案して、今これをやらなければならないということを選択する。あるいは環境施策については、行政が踏み込まなくても住民の皆さんの、今も実際にやっていただいているわけですから、こういった自助努力といいますか、自らの活動をもってある一定は担保できると。こういったものがあればで

すね、そちらはしばらく、ちょっと住民の皆さんにお任せさせていただくというような判断もあってしかるべきだと思っております。

黒潮町ぐらいの規模の町村になりますと、大体3千ぐらいの業務があるそうです。それらの派生する業務を数えますとびっくりするような数になるわけですし、そこに政策的な裁量が付加されるということになりますと、もう本当に選択肢としてはかなり広いわけですが。その中で絞り込みを行って、しっかりと効果を出すためには、単純に予算をつければいいと、そういったものではなくて、しっかりと推進体制まで組み上げていかないと効果が出ないということでございますので、もう少しお時間をいただければというのが前回の答弁の主旨でありまして、今回の答弁でもまったくこの見解は変わってございません。

議長（小永正裕君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

1問目に続いてというような感じになってまいりましたが。

東の中土佐町も、まあ津波対策も海岸線でいろいろやられているところですが、中土佐町はかなり町長自ら取り組まれて、何いいますか、えひめAIのアイという、その名前の由来の坪田愛華さんですかね。その方のご両親なんかも町長自ら親交が、町へ呼んだりしてですね。その差は何でしょうかね。まあ全国各地、これはえひめAIとか、同じ類のマイエンザの普及は全国的に広がっておってですね、その先ほど町長が言われたように、住民がやっておる。今のあれで、町長が十分だと認識しているわけではないとは僕は思うのですが、何でそのできるところからですね、住民と一緒に。

例えば防災計画であれば、行政だけではなかなかできないので住民も巻き込んでということで地区防災計画を県下でも初めて、それから全国でも例がないようなことに取り組んでおいでるわけで。

逆に、住民が目的を持ってやりようことに対してですよ、できる範囲のことをやったたら、それがすごい大事なことやないかなと思うんですが。

そこのへん、町長の見解をお聞かせください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

まったくやってないわけではなくてですね、住民の皆さんにまだ今、委ねるという判断ができる段階であるとそんなに思っております。他には住民の皆さんに委ねることができない案件もあるわけですから、そちらを優先させていただきたいというのが全体判断。

で、他の自治体で行っていることと比較されますと、他の自治体は他の自治体の政策判断があつて優先順位の設定があるわけですから、他の自治体のその判断について自分がいろいろ申し上げるべき立場にはないと思いますけれども。

地域によってですね、抱えている課題がさまざまありまして、それらをいかように優先順位を付けて消化していくのが一番効率的かつ効果的なのかというのは、そもそもその自治体でしか判断ができないということであろうかと思っております。その中で、現在活動していただいておりますこの環境活動していただいております住民の皆さまに、今しばらく委ねたいという判断が、現在はできるであろうと思っております。まったくやらない。まったくやってなくて、今後も全然やらないのかということではなくて、今活動している皆さんに対しては、ご満足いただけるかどうか分かりませんが支援施策を打っておりますし、今しばらく住民の皆さんの活動に委ねたいと。本格的に環境施策に取り組むには、もう少し時間の猶予をお願いしたいというこ

とでございます。

議長（小永正裕君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

本格的に取り組む意思があるという表明だと思って今の言葉を聞いたわけですが。

本格的に取り組むというその根底にあるものですね、現状がどうであって、どういう姿を目指すというのを、じゃあお聞かせください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

ここで答弁申し上げてもですね、概要でしかないわけで、答弁として適切かどうか分かりませんが。

例えばですね、漠然と環境施策というのではなくて、自分たちはよくピンポイントでいろんなところで判断するわけですけども、例えば地区内に流れる河川の浄化とかですね、こういったものは生活環境に密接に関連してまいります。あるいは、河川が流入する先の港で蓄養されていると。こういった現場も町内には幾つかあるわけございまして、そういった所は、もしかしたら産業と併せて環境施策を打つことで相乗効果が出るかも分からないと。要は効果としてですね、どこまでの発現、どこまでの効果を求めて、どこまでの施策を打っていくのかというのは、漠然と環境施策としてこういうことをやりますとかいうことでは多分達成できないと思っております。よってですね、啓発活動と少し種類を違ってですね、実効性の高い環境施策とは何なのかというのは、環境施策の切り口からだけではなくて、先ほど申し上げましたような産業であるとか、あるいは生活環境の整備であるとかですね、こういったものと密接に関連するわけですから、これの協議をしっかりと結局のところやってくるふりの環境施策になるというのが自分の基本的な考え方でございます。それをしっかりとクリアにして、それから効果的なプログラムとはどうあるべきなのか、その人員配置はどうか、そしてプレイヤーは誰なのか、そして予算はどの規模なのか、こういったことをしっかりと検討するにはもう少し時間が要するというところでございます。

議長（小永正裕君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

質問をですね、現状をどういうふうに認識されているかというふうに問うたつもりやったけど、まあそういうふうな言葉でなかったら再度、現状の認識。黒潮町長ですから、黒潮町の自然に対する認識ですね、そこをちょっと確認させてください。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

よくいわれますように、山林の荒廃とかですね、それは長い、40年とか50年、あるいは100年のスパンで見ると荒廃しているかも分かりませんが、こちらにつきましても環境施策だけで対応できるものではございません。これは産業施策としてやっていかないと環境的な効果は絶対出ません。よってですね、その総合的な判断が必要であるということです。あるいは、最近温暖化で、温暖化が主たる原因だと自分たちは認識しておりますけれども磯焼けの問題。こういったものもですね、一つの環境問題であると思っております。これらもしっかりとした産業施策からの派生がないとですね、経済原理をしっかり動かさないと継続性がな

いっっちゃうことです。それらと併せてですね、町としてのミクロの環境施策。こちらについては、例えば環境教育であったりとか、あるいは環境啓発であったりとか、こういったことは今やってないわけではなくて、例えばコココーラとやらしていただいております協働の森事業なんかは、しっかりとした森林環境の教育の場として地元の小学生にもご活用いただいておりますし、あるいは先ほど住民課長から紹介があった環境団体ですね、実施している施策についてご支援もさせていただくと。現段階ではこのぐらいのところでは、行政として精いっぱいやってもですねできないということなので、次のステップに移るまでの協議に時間を要するというごさいます。

よって、今の段階で危機的状況にうちの自然があるという認識は持ってございません。しかしながら先ほど申し上げましたように、何十年とか、あるいはもしかしたら百年とかいうスパンで考えると自然が失われてきたなということになるかも分かりませんが、そちらにつきましても、これも繰り返しになりますが、しっかりと産業施策と関連付けてやっていかないと効果は絶対に出ないと思っておりますので、そちらについてもまた多額の費用、あるいは人員も要することから慎重に議論をして、効果の出るプログラムを組みたいと思っております。

議長（小永正裕君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

2 回やって、今回 3 回目。その中で、まあ自然環という言葉で表現してますんで、今のその山のことも出てくるのかもしれませんが。

先の 2 回質問の中身を大体ご存じだと思うんで、それから考えるとですね、主に生活排水によって今の川の汚染とか海の汚染とかいうもんがなされてきているという認識は一致しているとは思っているわけですが、そこに触れられん。妙に避けるとるようにも感じられるんですが、そこちょっと確認します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、不足があったかも分かりません。生活排水についてはですね、課長の方から答弁があったので、それ以外の分野で答弁をさせていただいたということになってごさいます。

黒潮町には生活排水処理構想がございまして、これも適宜更新していくわけですが、その中でしっかりとした合併浄化槽の設置、これらも一つの環境施策であります。こういったことをしっかり進めているというのは課長がもう既に前段で答弁しておりましたので、自分の答弁の中には盛り込みませんでした、少し不足があったらおわび申し上げます。

議長（小永正裕君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

去年の 2 月でしたかね、曾我部さんを講師にお招きして講演会を開いて。その中でも、黒潮町の数字ではないと思うんですが、環境を汚している原因は生活排水が第 1 位で、パーセンテージでいうと 84 パーセント。その 84 パーセントがどのエリアの話かちょっと分かりませんが、第 1 回目やったかな、その話もして黒潮町で言うともっとパーセンテージは上がっていくと思われるという話もさしてもらったと思うんですが、まさにその今まで佐賀で EM に取り組んでおられる方々も、大方で前から取り組んでおられた方々もですね、そこの部分に取り組んで、家庭の中からエコな生活に変えて、それを続けることによって

環境を時間をかけて直していこうという取り組みなわけで、何いいますか、そんなに町長が言われるように大掛かりな仕組みも要らない、まあ考え方によってですよ、要らないのではないかなと思われるし。

何で町も取り組んでほしいというのはですね、この何十年来にわたって自分たちが生活することによって環境を汚してきたという、そのこと自体気付いている方いうのは、そうおいでんと思うがですよ。そういう大きなことについて、私から言わずと住民任せでいいのかというふうなこともあるがです。

ほんで町長も、例えば缶詰工場の販売については行政がタッチしているということですので信用がいただけて、販売が容易になるとかいうような話も聞いたように思っているがですけども。こと町長がそういう旗を振ればですね、住民の意識を変えるということについてはですよ、すごい有効に働くと思うがです。もともとの質問にもありましたけども、町は人が元気、自然が元気、地域が元気いうて、自然が元気にするというのをキャッチフレーズに掲げておるにもかかわらずですね、行政サイドのキャッチフレーズと行政サイドの動きとが、何か隔たりが大きいような気がするがです。

もう一度、町長のこれに対する思いを聞かせていただきます。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

少し説明不足があったかも分かりませんが、もう少しですね町全体のですね、例えば山林とか、海岸とか、海底とか、そういった中での答弁をちょっとさしていただきましたので、例えば推進体制とか予算とか、議員が想定されるよりももう少しボリュームのでっかいような答弁になっていたかと思います。

生活排水だとか生活環境を改善していきましょうというその取り組みですね。今、住民課長からあった、いろんなボカシの取り組みであるとか。せっかく住民の皆さんが自発的に行っていただいていることなので、それをしっかりと支援させていただいて、住民の皆さんの中でももう少し輪を広げていただける方向性が、僕は一番望ましいのではなからうかと思います。ただ、あまりその広がりがですね、欠くようなとかですね、もう少し行政のでこ入れがあれば、もう少し飛躍的に拡大するのではないかというようなことがあればですね、それは積極的にやっていかなければならないと思っております。

再質問からの答弁にちょっとずれがありましたけども、そのずれはそういったところに起因しているものでございまして、ご理解をいただければと思います。

議長（小永正裕君）

残り1分切りました。

宮川君。

12番（宮川徳光君）

ありがとうございます。だいぶ1問目とは違うような気持ちで終えることができると思いますが。

ぜひですね、やっぱりその何いうか、いいことをやろうとしているという認識は一緒だと思いますんで、住民が動くのが一番いいのですけども、やっぱり地区防災計画ではないですけども、一緒になって動くはまだすごい広がり、何いうかその運動の目的に達成

（議長から「時間になりました」との発言あり）

はい。

することができるのではないかという思いで質問させていただきました。

時間がなくなりましたので終わります。どうも。

議長（小永正裕君）

これで、宮川徳光君の一般質問を終わります。  
以上で本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会します。

散会時間 16時 53分